

整備管理者 選任前研修資料



国土交通省

国土交通省 九州運輸局

目 次

．整備管理者の役割	
1．整備管理者制度の趣旨及び目的	1
2．整備管理者の選任を必要とする使用者	1
3．整備管理者になるために必要な資格	1
4．整備管理者の法定業務	2
5．整備管理者の研修の必要性	3
6．整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領	3
7．整備管理者の補助者	6
．自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容	
1．点検・整備の義務、目的及び体系等	7
2．点検・整備の内容及び項目	8
3．日常点検の方法	8
4．日常点検の実務	9
5．定期点検の方法	10
6．定期点検の実務	10
．車両管理上必要な関係法令	
1．道路運送車両法の目的・体系	12
2．車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等	12
．車両管理の内容	
1．車両管理の義務及び目的	16
2．車両管理の内容と実務	16
．運転者等に対する指導教育	
1．安全運転の基本	18
2．自動車の構造装置	20
3．日常点検等点検整備の方法	23
4．事故車両や事故時の処置方法	24
．整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供	
1．整備に関する行政情報及び業界情報の提供	25
2．車両技術に関するメーカーの情報提供	33
3．情報を取得するための方法	35
．自動車事故報告について	36
．自動車点検基準関係について	
1．ISO方式ホイール取り扱いガイド	41
2．日常点検基準（別表1・2）	47
3．定期点検基準（別表3・4・5・6）	50
4．自動車点検に関する手引きについて	57
5．自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	61
．貸切バス予防整備ガイドライン ……………	62
．【お知らせ】大型車の冬用タイヤとチェーンについて ……………	63

・整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、大型バスのような車両構造が特殊なものや、大型車タイヤの脱着等、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には専門的知識をもって車両管理を行う必要があること等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両の管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられている。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

(道路運送車両法施行規則第31条の3)

事業用	バス（乗車定員11人以上）	1両
	タクシー・トラック	5両
	軽トラック	10両
自家用	バス（乗車定員30人以上及びレンタカー）	1両
	バス（乗車定員11人以上29人以下）	2両
	トラック等（乗車定員10人以下で車両総重量8t以上）	5両
	レンタカー（乗車定員10人以下）	10両

3. 整備管理者になるために必要な資格

(道路運送車両法施行規則第31条の4)

整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を修了した者

自動車整備士技能検定に合格した者（1級、2級又は3級）

上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

上記～のいずれかを満足し、かつ、整備管理者の解任命令を受けたことがある場合、解任の日から2年を経過していること。（選任が乗車定員11人以上の自動車1両（自家用で乗車定員11人以上29人以下の自動車であれば2両以上）によるものは、解任の日から5年を経過していること。）

4. 整備管理者の法定業務

整備管理者は、次に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程(整備管理規程)を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)

日常点検整備(道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項)に規定する日常点検の実施方法を定めること

日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること

定期点検整備(道路運送車両法第48条第1項)に規定する定期点検を実施すること

日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること

日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること

定期点検及び の整備の実施計画を定めること

点検整備記録簿(道路運送車両法第49条第1項)その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること

自動車車庫を管理すること

上記に掲げる事項(~)を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

(整備管理者制度の運用より)

- ・タイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場に実施させること
- ・タイヤ脱着時の作業管理表(大型車)を管理すること

その他、整備管理者は、以下に例を示すような能力を要求される。

法令の理解能力	ア.道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等 イ.諸通達
管理能力	ア.日常点検の実施 イ.定期点検の計画と実績の検討 ウ.使用車両の把握と定期点検のほか点検整備の計画と実績の検討 エ.継続検査日時の計画と実績の検討 オ.車庫の管理 カ.作業の安全管理
事務能力	ア.臨時整備、路上故障の検討 イ.点検整備記録簿等の処理 ウ.使用車両の経済性の検討
指導能力	ア.運転者の指導 イ.整備員の指導

5. 整備管理者の研修の必要性

選任前研修

近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的としている。

一方、自動車整備士試験の合格者については、整備管理者の能力を有していると解されることから、選任前研修の修了の必要はないこととした。

選任後研修

整備管理者に選任された後の研修は、整備管理者の管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、非常に重要である。

また、近年の自動車の技術進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理を行わせるために、研修の必要性はますます高まっている。

6. 整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領

整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合(事由があった日から15日以内)

届出の事由	届出の別
<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者を新しく選任したとき ・営業所(使用本拠)を新設し整備管理者を選任したとき 	選任届
<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき ・営業所(使用の本拠)の名称又は使用者の本拠の位置が変わったとき ・事業の種類が変わったとき ・人事異動等で整備管理者が変わったとき ・整備管理者を増員したとき ・整備管理者を減員したとき ・整備管理者の氏名が変わったとき(婚姻、養子縁組) ・整備管理者の兼職の有無に変更があったとき (兼職がある場合は、その職名及び職務内容) 	変更届
<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき ・営業所(使用の本拠)を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき 	廃止届

町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続きの要る場合に、併せて行うことが認められております。

整備管理者の選任等の届出時の必要書面等

提出が必要な届出者	必要書面
(1)外部委託をしない場合	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p><第1号(実務経験)の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面(当該業務を行っていた事業主が証明したもの又は使用証明書) ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修の修了を証明する書面等の写し ・選任前研修修了証明書の写し <p><第2号(整備士)の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格証明書の写し <p>整備管理規程</p> <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 <p>被選任者が、()過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明したもの)</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p>

()事業者が乗車定員11人以上の自動車 1両(自家用で乗車定員11人以上29人以下の自動車であれば2両以上)による届出に係るものについては、解任の日から5年を経過していること。

・整備管理者の役割

提出が必要な届出者	必要書面
<p>(2) グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する場合)において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面(必要事項は(1)に同じ)</p> <p>外部委託先がグループ企業内であることを証明する書面(登記簿、営業報告書等及び組織図等)</p> <p>整備管理規程、安全管理規程その他の規程類</p> <p>・グループ企業内における外部委託の条件を満足していることを確認</p> <p><補助者を選任する場合></p> <p>・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要</p> <p>委託先の事業主の同意書</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p> <p>適切な車両管理が出来ることを証明する書面(以下のうちから必要に応じて)</p> <p>・委託に係る契約書の写し</p> <p>・兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類</p> <p>・兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類</p> <p>当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面(当該事業者が証明したもの)</p> <p>被選任者が、()過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明したもの)</p>
<p>(3) 自家用において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面(必要事項は(1)に同じ)</p> <p>整備管理規程</p> <p><補助者を選任する場合></p> <p>・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要</p> <p>被選任者が、()過去2年間のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明したもの)</p> <p>被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p> <p>委託先の事業主の同意書</p> <p>適切な車両管理ができることを証明する書面(以下の全て)</p> <p>・委託に係る契約書の写し</p> <p>・整備責任者の氏名</p>

()事業者が乗車定員11人以上の自動車 1両(自家用で乗車定員11人以上29人以下の自動車であれば2両以上)による届出に係るものについては、解任の日から5年を経過していること。

7. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号に掲げる業務を、原則として自ら執行する。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことが出来ない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を遂行することができる。

この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となる。

補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。

補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。

整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をしなければならないとき	教育の内容
(1) 補助者を選任するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい）
(2) 整備管理者選任後研修を受講したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい）
(3) 整備管理規程を改正したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の整備管理規程の内容
(4) 行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から提供された情報等必要な内容

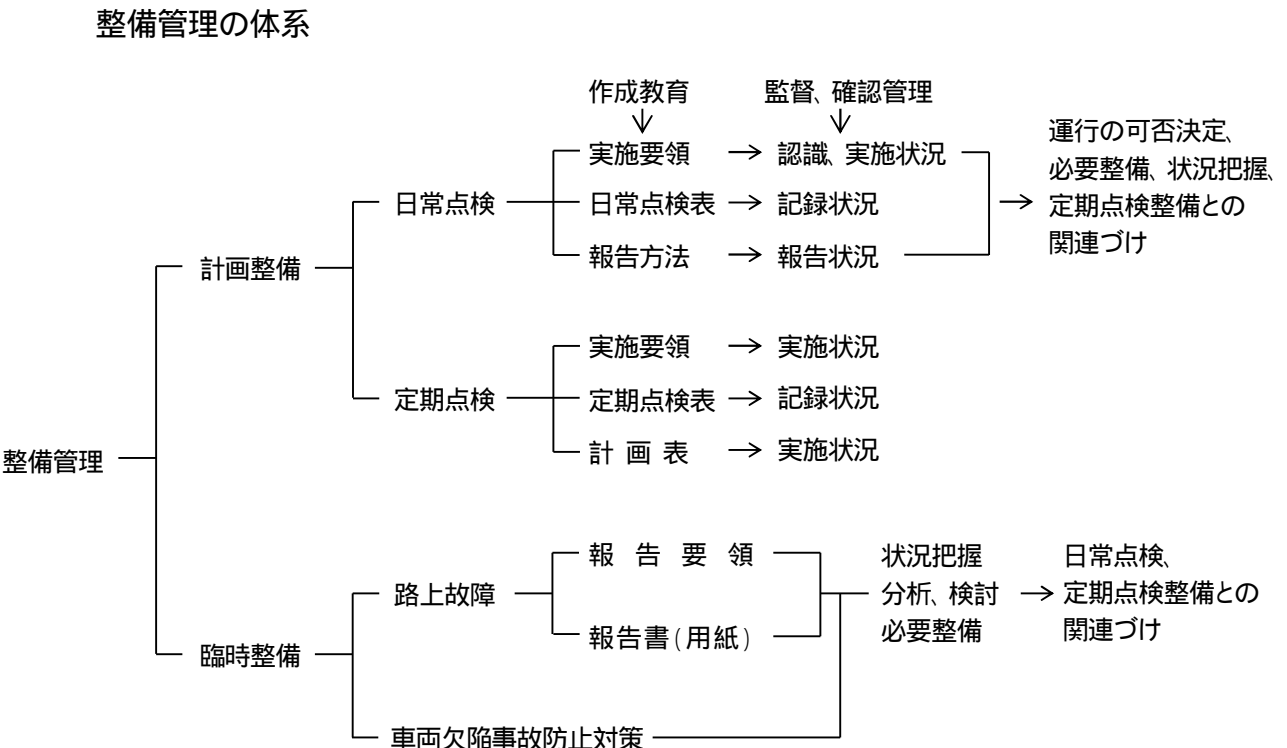
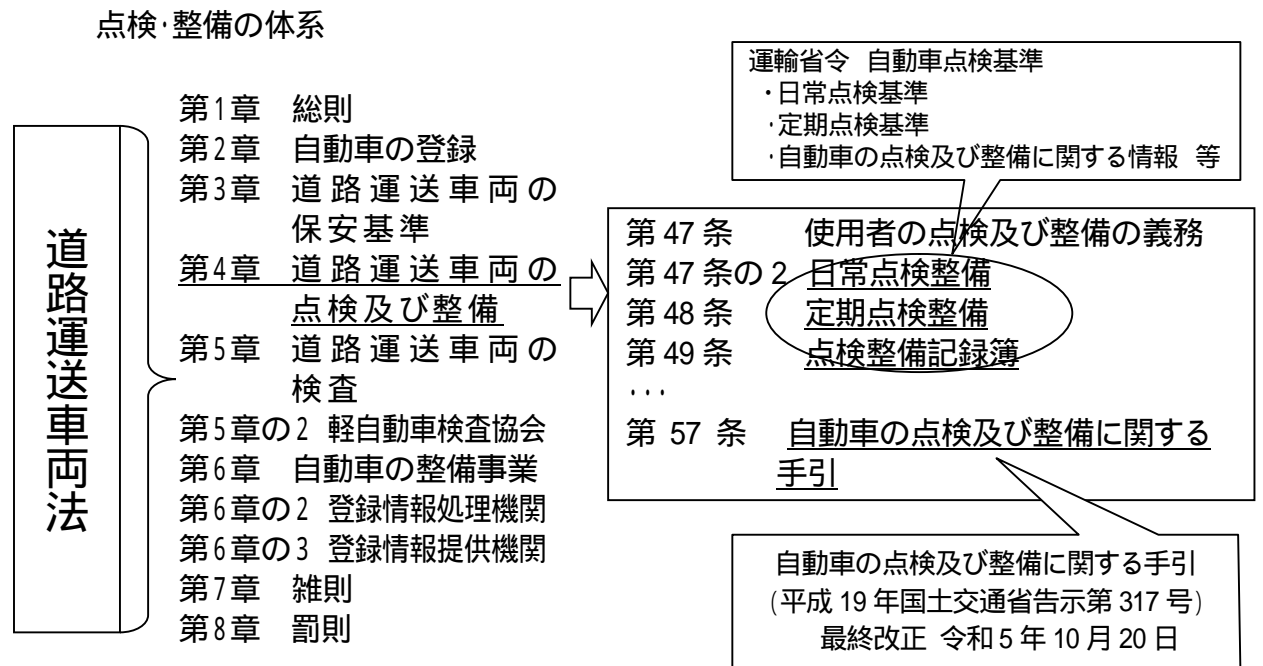
整備管理者が、業務の遂行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。

整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

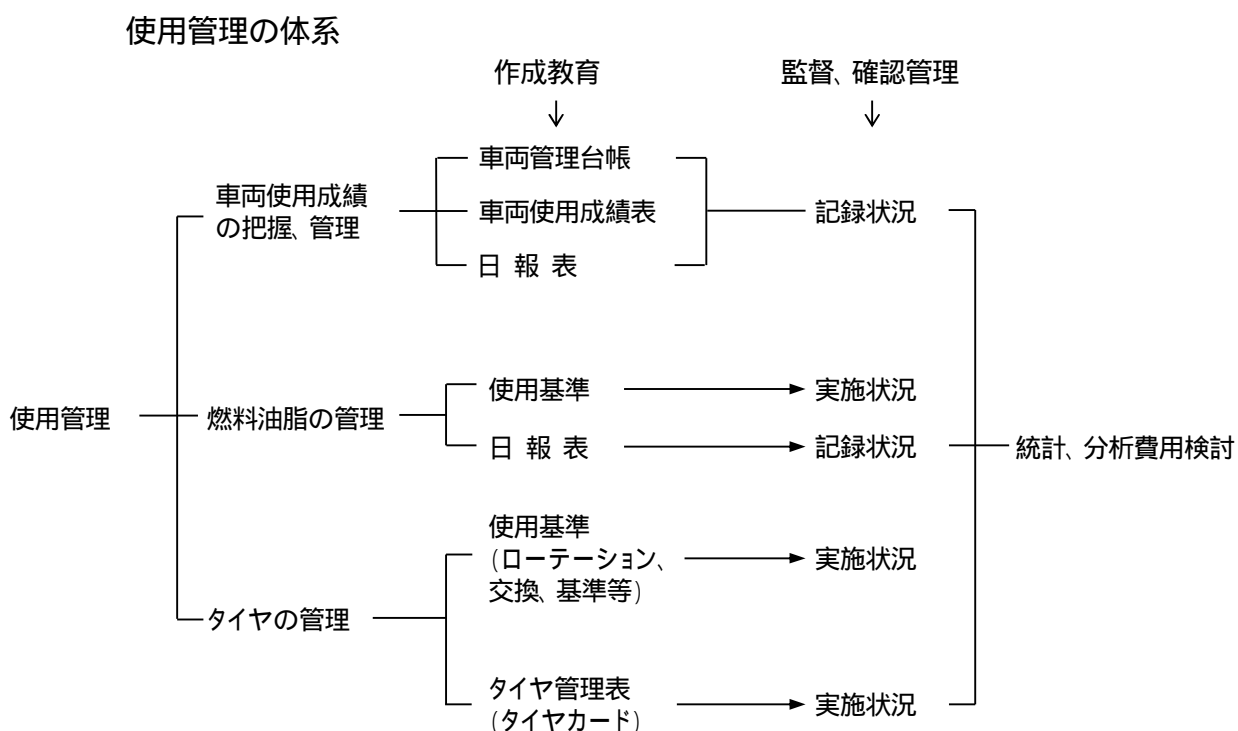
. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第 47 条の 2 の日常点検整備、及び第 48 条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務がある。



．自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容



2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は、自動車点検基準で定められている。

日常点検整備

事業用自動車、自家用貨物自動車等 ……	自動車点検基準	別表第 1
自家用乗用自動車等 ……	〃	別表第 2

定期点検整備

事業用自動車等 ……	自動車点検基準	別表第 3
事業用自動車等(被牽(けん)引車) ……	〃	別表第 4
自家用貨物自動車等 ……	〃	別表第 5
有償で貸し渡す自家用二輪自動車等 ……	〃	別表第 5 の 2
自家用乗用自動車等 ……	〃	別表第 6
二輪自動車 ……	〃	別表第 7

3. 日常点検の方法

日常点検の内容及び項目は自動車点検基準で定められている。実施方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年国土交通省告示第 317 号)等を参照すること。

また、その他に

- ・ MY CAR HANDBOOK (一社)日本自動車整備振興会連合会
 - ・ 事業用トラックの点検整備ハンドブック (公社)全日本トラック協会
- 等、各業界団体から日常点検の方法・要領が記載されたハンドブック類が配布または販売されている。

4. 日常点検の実務

点検時の要点

タイヤの空気圧

- ・ タイヤ・ゲージや点検ハンマーで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。

タイヤの溝の深さ

- ・ タイヤのスリップサイン表示位置(位置)の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。

冷却水量

- ・ 補給しても短時間で再び減少するときは、冷却システムからの水漏れの恐れがある。
- ・ ラジエターキャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

ブレーキ液量

- ・ ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

エンジン・オイル

- ・ 補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・ オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合にはきれいに清掃する。

バッテリー液量

- ・ 補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・ 引きしろのノッチ数(カチカチ音)は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損する恐れがある。

・自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

5. 定期点検の方法

定期点検整備計画(実施)表等を作成し、計画的に定期点検を実施すること。

実施した時には、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握する。(電子的に管理する方法でも構わない。)

事業用自動車の定期点検整備計画(実施)表(例)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川 あ1234	予定			8			10			6			11	
	実績			8日印			10日印							
品川 い5678	予定		10			8			20			3		
	実績		12日印			7日印								
品川 あ9876	予定		13			25			13			15		
	実績		13日印			25日印								
品川 い5432	予定	17			12			20			19			
	実績	17日印			15日印			18日印						
.	予定													
	実績													

記入要領 : 3月ごとの定期点検「 」 12月ごとの定期点検「 」

印 : 実施者の印(又はサイン等)

6. 定期点検の実務

自動車の区分によって定期点検の実施時期や検査等の有効期間が異なるので、個々の自動車毎に把握しておくこと。

定期点検整備の実施に伴い、

- ・ タイヤのローテーション
- ・ 冷却水の交換
- ・ ブレーキ・オイルの交換
- ・ エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・ エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・ その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが望ましい。

・自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

参考：主な車種ごとの点検期間

日常点検整備		
一日一回運行の開始前に点検 (いわゆる「運行前点検」)	走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検	
定期点検整備		
3 か月点検整備	6 か月点検整備	1年点検整備
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自動車運送事業用自動車</u>(貨物軽自動車運送事業を除く) ● <u>車両総重量が8トン以上の自家用貨物自動車</u>(いわゆる大型トラック)及び特種用途車 ● <u>乗車定員11人以上の自家用自動車</u>(いわゆるバス) ● <u>レンタカーの貨物自動車</u>(軽自動車を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>レンタカーの乗用自動車</u>及び軽自動車及び二輪車 ● <u>車両総重量が8トン未満の自家用貨物自動車</u>及び特種用途車(軽自動車を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>自家用乗用自動車</u>(荷台や特種な設備を持たないセダン型、ワンボックス型等のいわゆるマイカー) ● <u>軽貨物自動車</u> ● <u>軽特種自動車</u> ● <u>二輪車(総排気量125cc超)</u>【6か月点検の廃止を平成19年4月実施】

・車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

道路運送車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等

道路運送車両法

	車 両 法	省 令	関係告示・通達
登録関係	第2条(定義) 第3条(自動車の種別) 第11条(自動車登録番号標の封印等) 第12条(変更登録) 第13条(移転登録) 第14条(自動車登録番号の変更) 第19条(自動車登録番号標等の表示の義務) 第28条の3(封印取り付けの委託) 第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別) 施行規則第2条(自動車の種別)別表第1 施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け位置) 施行規則第8条(封印) 登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3 登録令第40条(変更登録) 施行規則第8条の2(自動車登録番号標等の表示) 施行規則第13条(封印取付受託者の要件) 施行規則第27条(打刻の届出)	平成27年国土交通省告示第1265号 「自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示」

・車両管理上必要な関係法令

	<p>第 32 条(職権による打刻等) 第 34 条(臨時運行の許可) 第 35 条(許可基準等)</p> <p>第 36 条(臨時運行許可番号標表示等の義務) 第 36 条の2(回送運行の許可)</p>	<p>施行規則第 30 条(国土交通大臣の指定)</p> <p>施行規則第 20 条(臨時運行の許可) 施行規則第 23 条(臨時運行許可証の表示) 施行規則第 26 条の2(許可基準)</p> <p>施行規則第 26 条の5(回送運行許可証の表示等)</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」(第2章 職権による打刻等)</p>
保安基準関係	<p>第 40 条(自動車の構造) 第 41 条(自動車の装置) 第 42 条(乗車定員又は最大積載量) 第 43 条(自動車の保安上の技術基準についての制限の附加) 第 44 条(原動機付自転車の構造及び装置) 第 45 条(軽車両の構造及び装置) 第 46 条(保安基準の原則)</p>	<p>保安基準第2章</p> <p>保安基準第3章</p> <p>保安基準第4章</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」他通達(検査関係参照)</p>
点検整備関係	<p>第 47 条(使用者の点検及び整備の義務) 第 47 条の2(日常点検整備) 第 48 条(定期点検整備) 第 49 条(点検整備記録簿) 第 50 条(整備管理者) 第 52 条(選任届) 第 53 条(解任命令) 第 54 条(整備命令等) 第 54 条の2 第 55 条(自動車整備士の技能検定) 第 56 条(自動車車庫に関する勧告) 第 57 条(自動車の点検及び整備に関する手引)</p>	<p>点検基準第1条(日常点検基準)別表第1、第2</p> <p>点検基準第2条(定期点検基準)別表第3～第7</p> <p>施行規則第3条(特定整備の定義) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示) 点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等) 施行規則第31条の3(整備管理者の選任) 施行規則第31条の4(整備管理者の資格)</p> <p>施行規則第32条(整備管理者の権限等) 施行規則第33条(整備管理者の選任届)</p> <p>施行規則第52条(自動車検査証の提示の命令) 点検基準第5条(点検等の勧告に係る基準) 検定規則第2条(自動車整備士の種類) 検定規則第3条(技能検定の種類) 検定規則第17条～第19条(1級～3級の受験資格) 点検基準第6条(自動車車庫の基準)</p>	<p>H7.3.27 自技第 44 号・自整第 60 号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p> <p>S63.11.16 北北整第 274 号「液化石油ガス(LP ガス)を燃料とする自動車の構造基準について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p>

・車両管理上必要な関係法令

	第 57 条の2(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)	点検基準第7条(自動車の点検及び整備に関する情報)	
検査関係	第 58 条(自動車の検査及び自動車検査証)	施行規則第 35 条の2(検査対象外軽自動車) 施行規則第 35 条の3(自動車検査証の記載事項)	
	第 58 条の2(検査の実施の方法)	施行規則第 35 条の6(検査の実施の方法)別表第2	
	第 59 条(新規検査)		S38.10.7 自車第 810 号「自動車納税証明書等の取扱いについて」
	第 61 条(自動車検査証の有効期間)	施行規則第 37 条(法第 61 条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第 44 条(自動車検査証等の有効期間の起算日)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等の実施要領」
	第 62 条(継続検査)	施行規則第 39 条(点検整備記録簿の提示)	H7.11.16 自技第 234 号・自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」 H7.11.16 自技第 235 号「上記の細部取扱いについて」
	第 66 条(自動車検査証の備付け等)	施行規則第 37 条の3(検査標章) 施行規則第 37 条の4(保安基準適合標章の表示)	
	第 67 条(自動車検査証 記録事項の変更及び構造等変更検査)	施行規則第 38 条(自動車検査証の変更記録の申請等)	S50.11.5 自車第 747 号 元.2.10 地技第 23 号 H8.9.30 自技第 159 号「軽自動車の改造について」
	第 69 条(自動車検査証の返納等)	施行規則第 39 条の2(限定自動車検査証の返納) 施行規則第 40 条(自動車検査証保管証明書の交付等)	
	第 70 条(再交付)	施行規則第 41 条の2(検査標章の再交付)	
	第 71 条の2(限定自動車検査証等)	施行規則第 43 条の2(構造等に関する事項)	
	第 73 条(車両番号標の表示の義務等)	施行規則第 43 条の7(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示)	
	第 74 条の3(軽自動車検査協会の検査等)	施行規則第 46 条(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	
	第 75 条(自動車の指定) 第 94 条の5(保安基準適合証等) 第 94 条の5の2(限定保安基準適合証) 第 97 条の2(自動車税、軽自動車税) 第 98 条(不正使用等の禁止)		
	その他	第 99 条の2(不正改造等の禁止)	

その他関係法令

	道路運送法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第 22 条(輸送の安全性の向上) 第 27 条(輸送の安全等) 第 29 条(事故の報告) 第 35 条(事業の管理の受委託) 第 79 条の 10(事故の報告) 第 94 条(報告、検査及び調査) 第 95 条(自動車に関する表示)	運輸規則第 45 条(点検整備等) 運輸規則第 46 条(整備管理者の研修) 運輸規則第 47 条(点検施設等) 事故報告規則 事故報告規則 旅客自動車運送事業等報告規則 運送法施行規則第 65 条(自動車に関する表示)	

	貨物自動車運送事業法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第 15 条(輸送の安全性の向上) 第 17 条(輸送の安全) 第 24 条(事故の報告) 第 29 条(輸送の安全に関する業務の管理の受委託) 第 60 条(報告の徴収及び立入検査)	安全規則第 3 条の 3(点検整備) 安全規則第 3 条の 4(点検等のための施設) 安全規則第 3 条の 5(整備管理者の研修) 事故報告規則 貨物自動車運送事業報告規則	

	道 路 交 通 法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第 62 条(整備不良車両の運転の禁止) 第 63 条(車両の検査等) 第 63 条の 2(運行記録計による記録等)		S35.12.19 自車第 975 号・警察庁丙交発第 51 号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」

- 施 行 規 則： 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)
- 登 録 令： 自動車登録令(昭和 26 年政令第 256 号)
- 登 録 規 則： 自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)
- 保 安 基 準： 道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)
- 点 検 基 準： 自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)
- 検 定 規 則： 自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 71 号)
- 事 故 報 告 規 則： 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)
- 運 送 法 施 行 規 則： 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)
- 運 輸 規 則： 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)
- 安 全 規 則： 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成 2 年運輸省令第 22 号)

・車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排気ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要である。

これら自動車の保安確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理という。

2. 車両管理の内容と実務

燃費の管理

- ・ エア・クリーナの清掃や、エンジンオイルの汚れ・油量等、燃費を悪くしないための点検を実施する。
- ・ 無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導する。

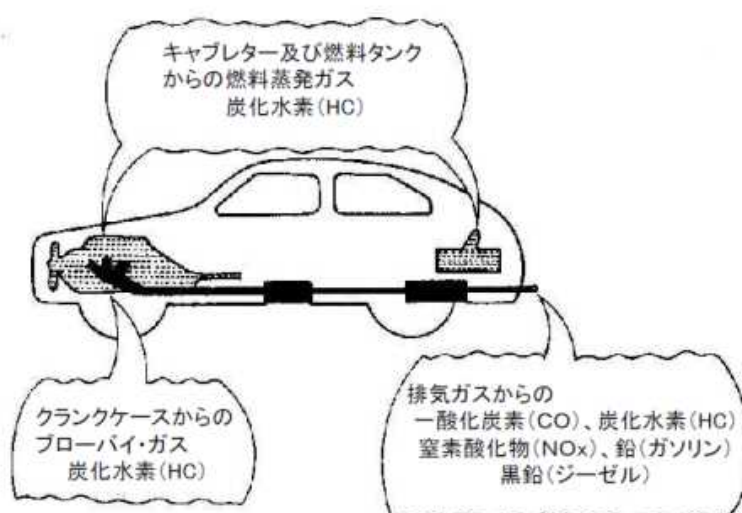
油脂の管理

- ・ オイルは使用目的に応じたものを選定する。

タイヤの管理

- ・ 選定基準、使用基準を定めて適切に行うこと。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておくこと。

参考1：自動車排出ガス



- (注) 1. 燃料蒸発ガスは、キャブレター、燃料タンク等から燃料が蒸発して排出されるガス。
2. ブローバイ・ガスは、ピストンとシリンダーのすき間から、クランクケース内に吹き抜ける空気と燃料の混合した未燃焼ガス。

参考2：大気汚染物質の性状

物質名	性 質	主な発生源	人体への影響
CO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無色、無臭の気体 ・ 水に溶けにくい ・ 空気に対する比重 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車(とくにアイドリング時に多く排出される。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血液中のヘモグロビンと結合して一酸化炭素ヘモグロビン(CO-Hb)となる。 ・ CO-Hb濃度が20%で頭痛、目まいがし、60%以上で意識喪失、放置すれば死亡。
HC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素(C)と水素(H)だけからなる有機化合物の総称 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車および各種燃焼施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃度が高くなると粘膜を刺激し、組織を破壊する。 ・ 活性炭化水素(オレフィン系、芳香族系)はNoxと反応し光化学スモッグの原因となる。
NOx	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気ガス中のNOxの大部分はNOとNO₂である ・ NOは徐々に酸化されてNO₂となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車、化学工場から発生するガスおよび各種燃焼施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOはヘモグロビンと結合しやすく、酸素欠乏症、中枢神経機能の減退を生ずる。 ・ NO₂は鼻、のどを刺激、濃度が高くなれば致死。 ・ いずれも光化学スモッグの主原因である。
SO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無色、刺激性のある気体 ・ 水に溶けやすい ・ 空気に対する比重2.264 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場の排煙、ビルの暖房など石炭、石油の燃焼によって生ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6~12ppmで鼻、のどに急激な刺激。 ・ 高濃度になるとけいれん性のせき、気管支炎などを起こす。

物質名	性 質	主な発生源	人体への影響
オキシダント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分はO₃(オゾン) ・ O₃は無色の生臭い気体で空気に対する比重1.72 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Noxと活性HCが光化学変化をうけて発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.15ppmで目、のどを刺激、4ppmで頭痛などをひき起こし、10ppm以上で、小動物は死に至る。
浮遊微粒子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無機化合物、植物性、有機物、バクテリアなどの混合物 ・ 凝集しやすく、空気中で帯電して物体に吸着しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種燃焼施設 ・ 廃塵作業 ・ 自動車(ディーゼル黒煙) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ じん肺や粘膜疾患など主として呼吸器系統を侵す。
Pb	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素、ハロゲン、硫黄などと化合しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車 ・ 塗料、印刷工場などの排出ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常でも平均0.3mg/日を飲食物から体内に入れているが多量(6~10mg/日)は危険。 ・ 鉛中毒は消化器系の障害からはじまり、筋肉、神経、脳の障害を起こす。

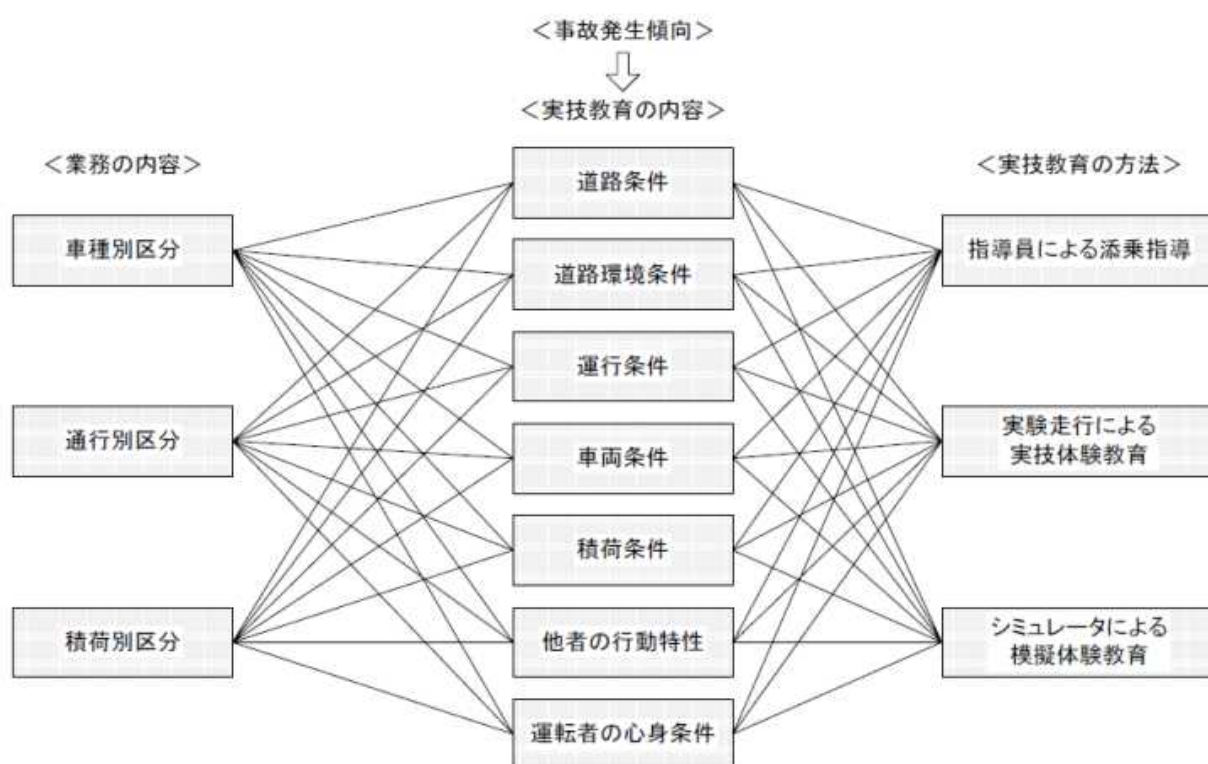
・運転者等に対する指導教育

1. 安全運転の基本

運転者等に対する指導教育は、その場限りの一時ではなく、しっかりとした社内体制を築いて行うことが重要である。

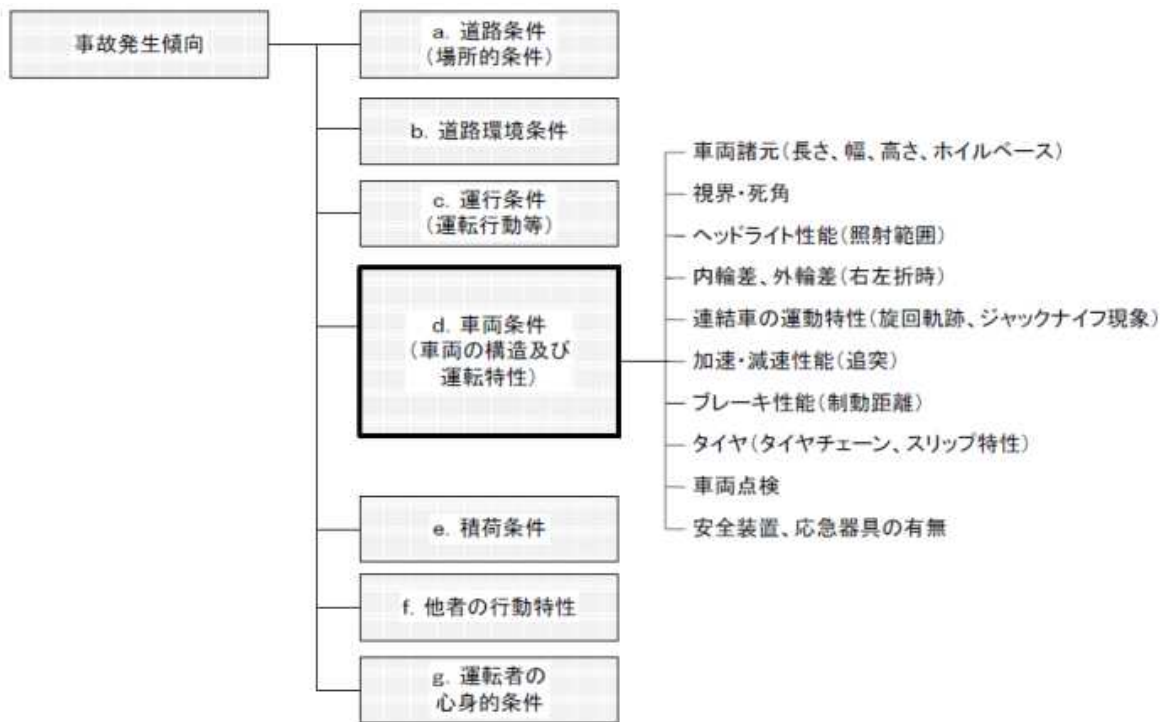
指導教育を効果的に行うためには、「業務の内容」、「事故発生傾向」及び「実技教育の方法」といった項目について、それぞれの使用者の立場で検討し、重点的あるいは継続的に実施すべき対象項目を選んで実施する。

業務の内容



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

事故発生傾向



(注)ここでは、交通事故発生時の状況を分析する項目を示す。また、カッコ内は、事故発生に係わるキーワードを示す。
 出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

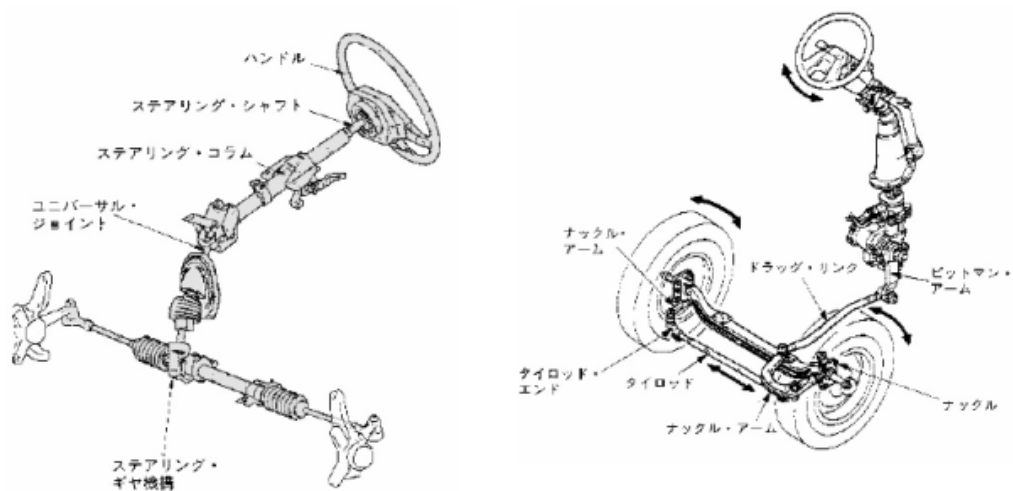
実技教育の方法



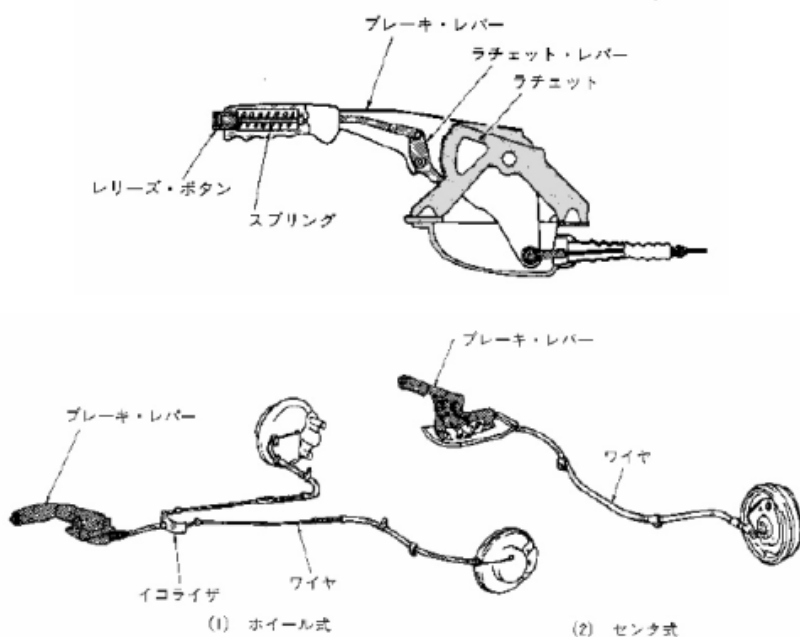
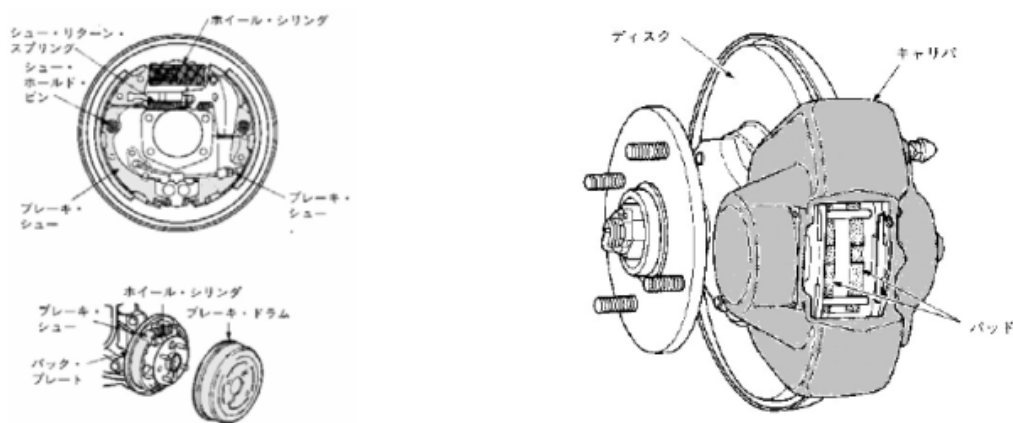
(注)ここでは、安全運転管理体制、走行管理、運転者指導員制度、安全運転講習など実技教育を間接的にバックアップする方法は除いた。
 出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

2. 自動車の構造装置

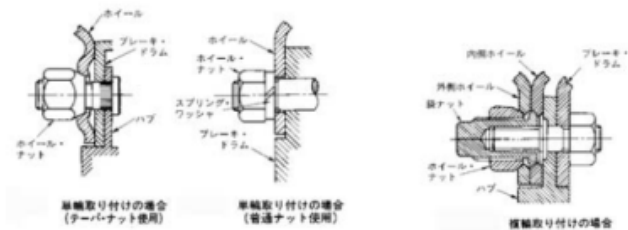
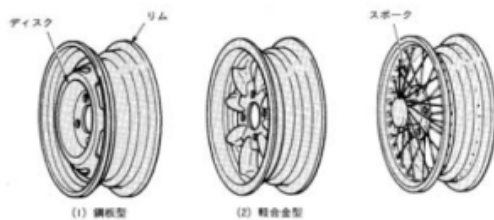
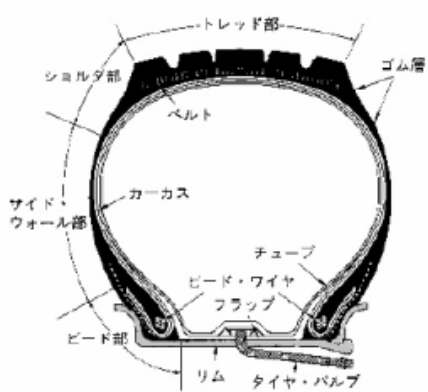
かじ取り装置



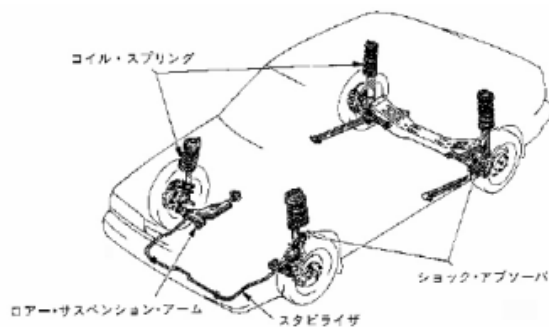
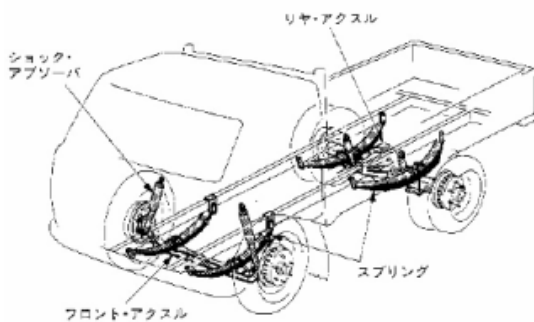
制動装置



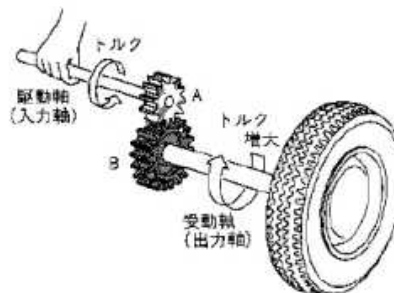
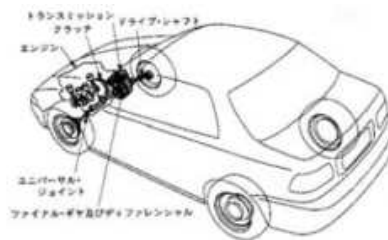
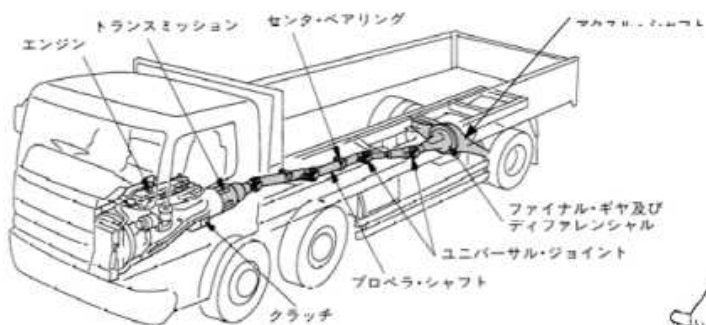
走行装置

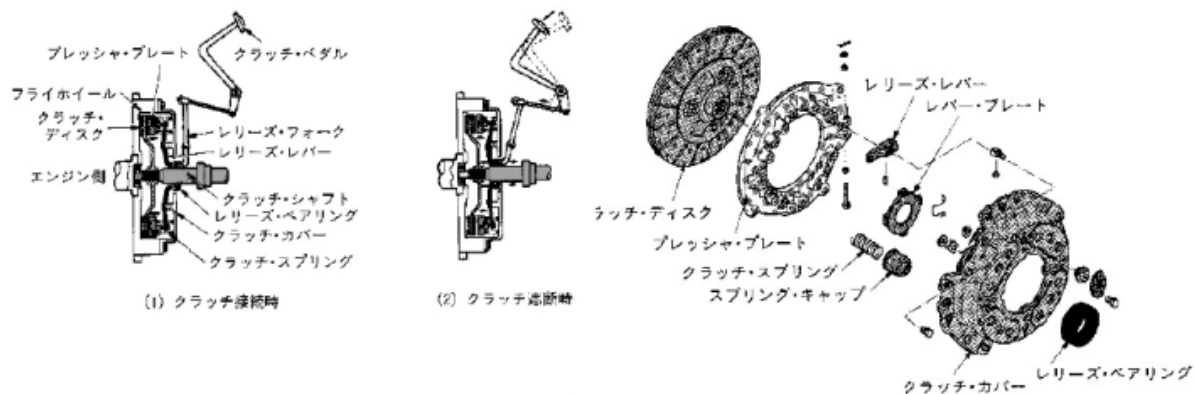


緩衝装置

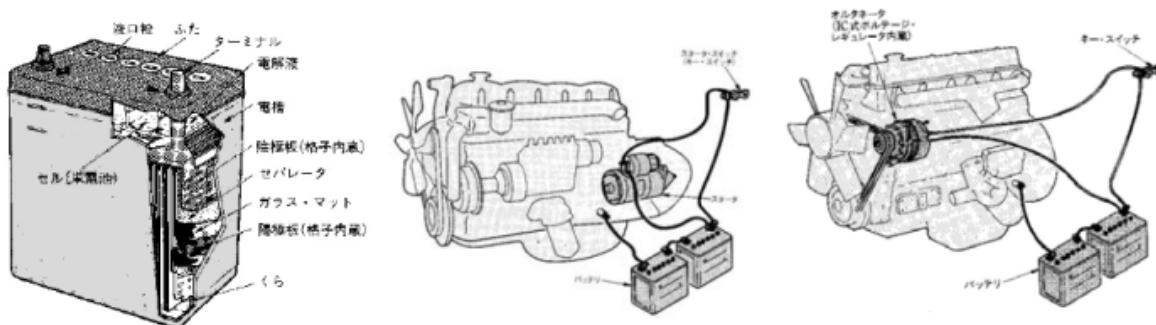


動力伝達装置



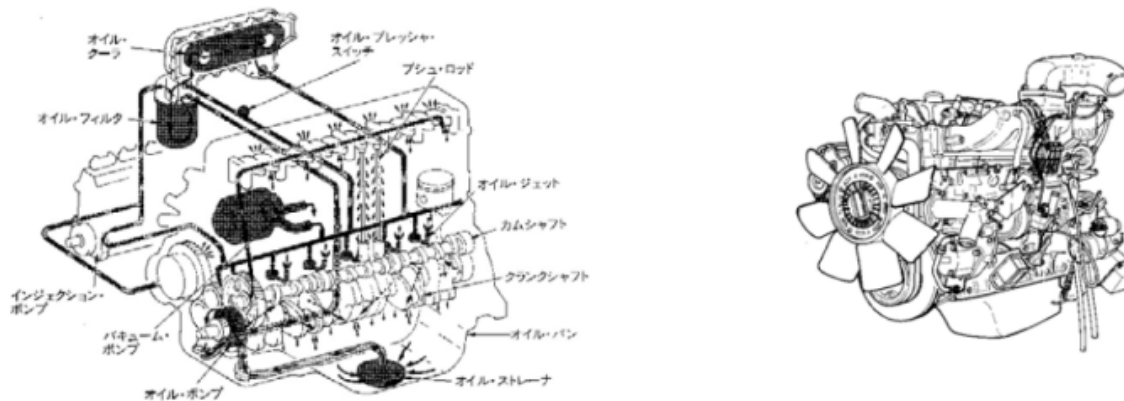


電気装置

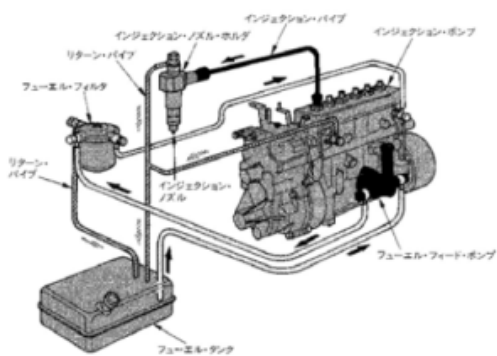


原動機

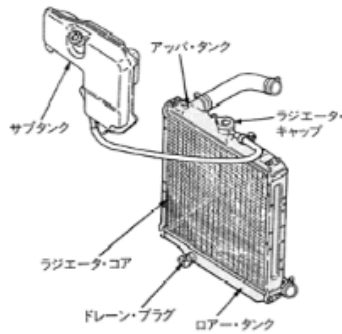
- ・ オイルの循環系統



- ・ 燃料系統



・ 冷却系統



その他

- (1) ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- (2) 警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置
- (3) エキゾースト・パイプ及びマフラ
- (4) エア・コンプレッサ
- (5) 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- (6) 車体及び車枠
- (7) 連結装置
- (8) 座席
- (9) 開扉発車防止装置
- (10) その他

3. 日常点検等点検整備の方法

運転者に日常点検の必要性を説明する

- ・ 道路運送車両法において実施の義務づけ
- ・ 1日の運転を行うために車両の状態に異常がないか確認
- ・ 走行時のトラブルを未然に回避

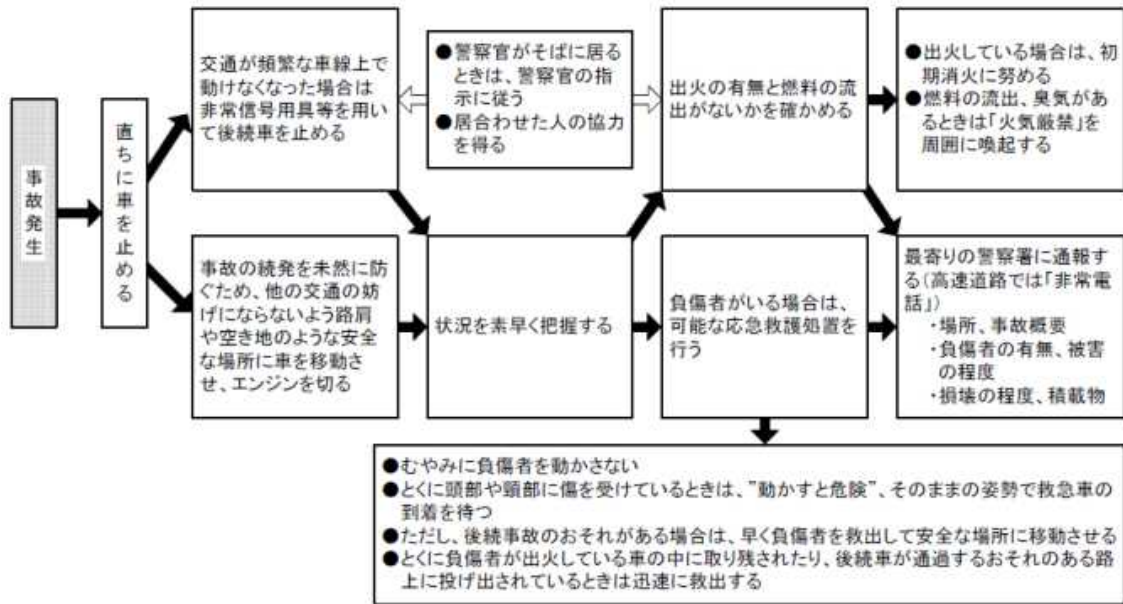
日常点検をスムーズに実施するための留意点を説明する

- ・ 平たんな場所での実施
- ・ タイヤに輪止めをかける
- ・ その他

日常点検表やチェックシートを運転者に渡す

効率の良い方法を運転者に指導する

4. 事故車両や事故時の処置方法



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

・整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両 技術に関するメーカー情報の提供

1 整備に関する行政情報及び業界情報の提供

1.1 トレーラのブレーキ引き摺りによる火災について

(平成28年6月報道発表)

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

【トレーラ火災の未然防止に関する注意事項】

1. 日常点検を確実にすること。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良（エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷）及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良（ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。
2. 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って点検整備を確実にすること。
3. 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に退避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中、火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

また、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しましたので、ご活用ください。

〈啓発ビデオの公開ページへのリンク〉

国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P918281u2g>

自動車のリコール・不具合情報ウェブサイトのトップページにリンクを掲載しています。

〈注意喚起の掲載ページへのリンク〉

トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html

・整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

1.2 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(令和7年10月報道発表関連)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、
タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落
事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討
会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中
間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワ
ッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイ
ール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイ
ヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度
においても引き続き同様の事例が確認されています。

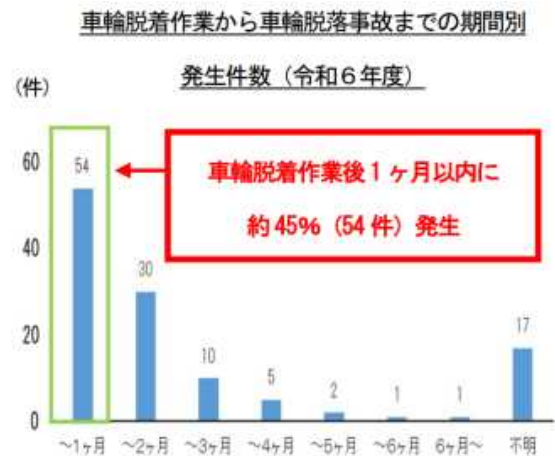
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱
落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を
周知

不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持
って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイ
ヤ交換作業の平準化を推進。

車輪脱落予兆検知装置について普及促進。
以上3点について、降雪地域だけでなく、
全国に周知啓発活動を展開



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

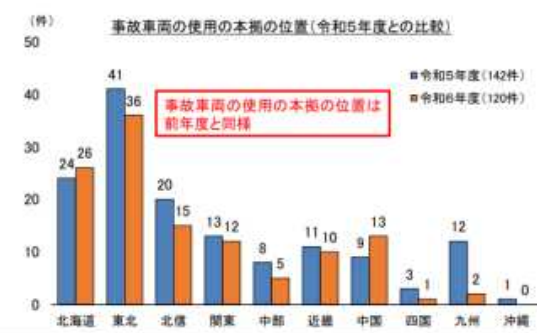
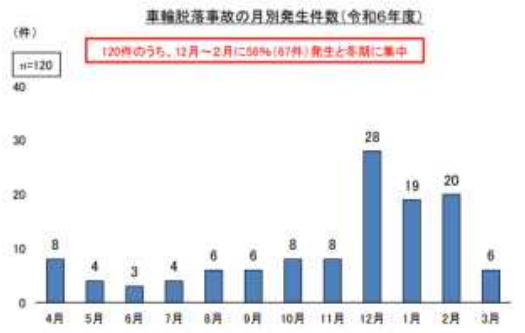
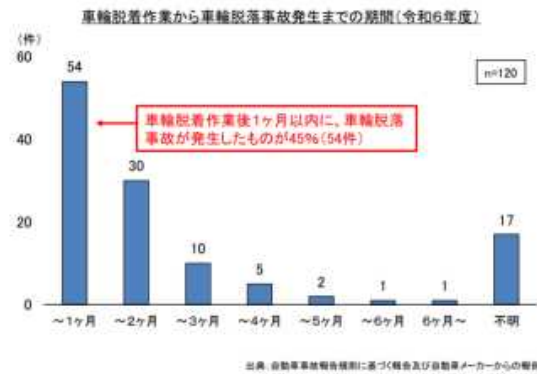
別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！啓発チラシ

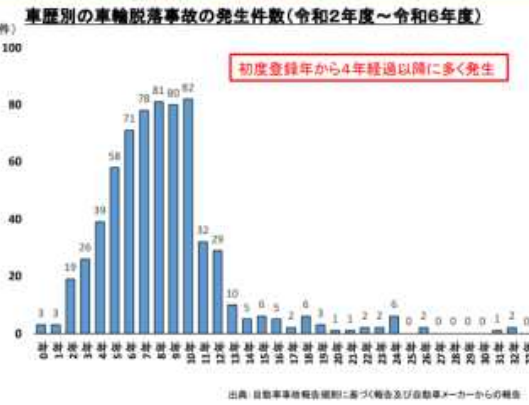
車輪脱落事故発生状況 別紙1



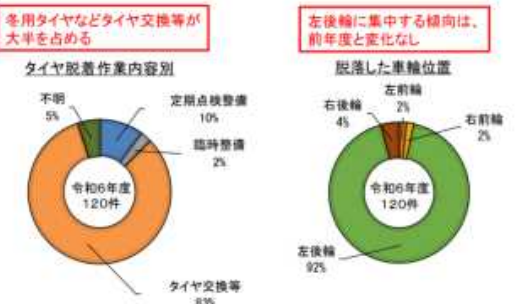
車輪脱落事故発生状況



車輪脱落事故発生状況



車輪脱落事故発生状況



タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備(令和6年度)

・各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施(不適切)の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者(62件のうち)	タイヤ専門店(33件のうち)	整備事業者(15件のうち)
潤滑剤塗布未実施・不適切	【30%以上】	【21.2%以上】	【18.7%以上】
トルクレンチ等不使用	【16.1%以上】	【9.0%以上】	【6.2%以上】
ホイール・ナット等清掃未実施	【12.9%以上】	【6.0%以上】	【0%】

※車両総重量1トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ナットの材質又はホイール・ナットの形状により車輪が自動車から脱落した事故
※各自動車国産できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。

事故車両調査の結果、

- ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
- ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
- ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの
- 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していません。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじがディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していません。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。

ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故

おとさない

おとさないための点検整備

- トルクレンチで適正締付
- さびたナットは清掃交換
- いちにち一度はゆるみの点検
- ナット・ワッシャ隙間に給脂

国土交通省 国土政策局 自動車部 自動車安全対策課

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙裏面に記載の「車輪整備を学ぶ5つのポイント」]、[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意事項」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式



ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャとのすき間にエンジョンオイルなど指定の潤滑剤を塗布し、潤滑させて締めなします。ワッシャがスムーズに回転する点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの重量(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのねじをぬい取る)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、道路埃などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意事項!

ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「輸出ガス規制・ボスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右左輪とする「新-ISO方式」を採用しました。

ISO方式(6穴・10穴)		新-ISO方式(6穴・10穴)	
ホイールサイズとボルト間隔(PCD)	10.0インチ: 8穴(PCD225mm) 20.0インチ: 10穴(PCD295mm)	ホイールセンターピッチ	ボルト間隔
ボルトサイズ	M22	ボルト間隔	ボルト間隔
ホイールナット取付位置	右左輪(右左輪)・新-ISO方式 左右輪(左右輪)・新-ISO方式	ボルト間隔	ボルト間隔
ホイールナット取付位置	平面座(ワッシャ付)・旧方式 33mm(球面座)方式・新-ISO方式	ボルト間隔	ボルト間隔
ボルト間隔	一つのナットで締め	ボルト間隔	ボルト間隔

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。 http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_nut_off/

(大型トラック・バス) ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意!

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの極年使用に伴う著しい錆によるものと同等の「車輪脱落事故」が発生しています。正しい錆の除去、ナットやホイール、ハブは使わないでください。

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの極年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締めていても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検整備】

- 著しい錆の発生がない点検します。
- 腐食や損傷がない点検します。
- ねじ部に汚れや、やせ、かぶりがない点検します。
- ボルトが伸びていない点検します。

※錆の発生を防止し、必要に応じてエンジョンオイルなどの指定の潤滑剤を塗布してナットを締める際は、必ず潤滑剤を塗布し、潤滑してから締め付けます。ワッシャがスムーズに回転する点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの重量(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの極年使用やこれまでの潤滑不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下(錆みの発生)をまねきます。

【ハブの点検整備】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がない点検します。
- ホイール取付面に著しい腐食や損傷がない点検します。

※ディスクホイールの腐食や、ホイールナットの腐食、ホイールボルトの腐食などは、車輪脱落の原因となります。

【ディスクホイールの点検整備】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がない点検します。
- ホイールボルトやボルトのねじ部に著しい腐食や損傷がない点検します。
- ホイールナットの当たり面に著しい腐食や損傷がない点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい腐食や損傷がない点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生を防止し、必要に応じてエンジョンオイルなどの指定の潤滑剤を塗布してナットを締める際は、必ず潤滑剤を塗布し、潤滑してから締め付けます。ワッシャがスムーズに回転する点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの重量(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

・整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

1.3 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

(令和4年10月報道発表)

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成し YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」(座長：伊藤 紳一郎(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所)を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



3 潤滑剤の塗布

ワッシャとホイール・ナットのすき間に潤滑剤を塗布しない場合、ホイール・ナットがスムーズに回転しないため規定トルクで走行しても、ホイール・ナットが本来あるべき位置まで締まらず、車輪が脱落する原因となる

ホイール・ナットとワッシャのすき間に、
潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



ディスクホイール取り付け後の増し締め

タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、
ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRllzJVaaYbwEEKAmD5YVI

<添付資料> 参考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

参 考

適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<適切なタイヤ脱着作業手順>



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

<適切なタイヤ保守管理作業手順>



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケータによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。

整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

別紙1(様式例)

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
ホイール・ボルト、ナット	○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認		
	※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認		
	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	
		△	
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

・整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

1. 4 全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を
通知しました

(平成28年4月報道発表)

年末年始からバス火災事故が多発したことを受け、自動車関係団体()の協力により、バス火災事故防止のために重要な点検整備のポイントをわかりやすく「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」としてとりまとめ、全てのバス事業者に対して通知しましたので、公表します。

一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、公益社団法人日本バス協会

<バス火災事故防止のための点検整備のポイントの概要(詳細は別紙)>

点検整備のポイント

○火災発生部位となり得る4つの装置(原動機、制動装置、走行装置、電気装置)毎に、火災防止のために重要な、主な点検整備のポイント(見方/交換目安)を示すとともに、点検整備を行わなかった場合の火災発生メカニズムを示しています。

(記載例)

(2)デファレンシャル

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生のメカニズム)
デファレンシャルオイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ドレンプラグなどからオイル漏れやこじみはないか。 ・オイル量は適量か。 ※定期的に交換しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潤滑不良から焼付きを発生、漏れたオイルや、オイルシールなどが発火して火災を起こします。

運転操作ミスや整備作業ミスなどの防止のためのポイント

○点検整備以外にも火災に至る可能性がある運転操作ミスや整備作業ミスなどについても、ポイント(注意点)と、それぞれのミスによる火災発生メカニズムを示しています。

(記載例)

1. 不適切な運転操作など(運転操作ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生のメカニズム
パーキングブレーキの戻し忘れ (スプリングブレーキの戻し忘れ)	<ul style="list-style-type: none"> ・戻し忘れによるブレーキの引きずり。(いつもより加速が悪くなる) ・解除されていることを警告灯/消灯で確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火、火災を起こします。

バス火災事故の前兆、予兆

○走行時に感じるさまざまな異状の中には、バス火災事故の前兆や予兆を示すものがあり、その症状や現象、火災につながる代表事例を示しています。

バス火災事故発生時の対処

○バス火災事故が発生した場合の留意点についても示しています。

なお、平成21年に公益社団法人日本バス協会が車両火災発生時の避難誘導などについてとりまとめた「車両火災発生等緊急時における統一マニュアル」についても併せて紹介しています。

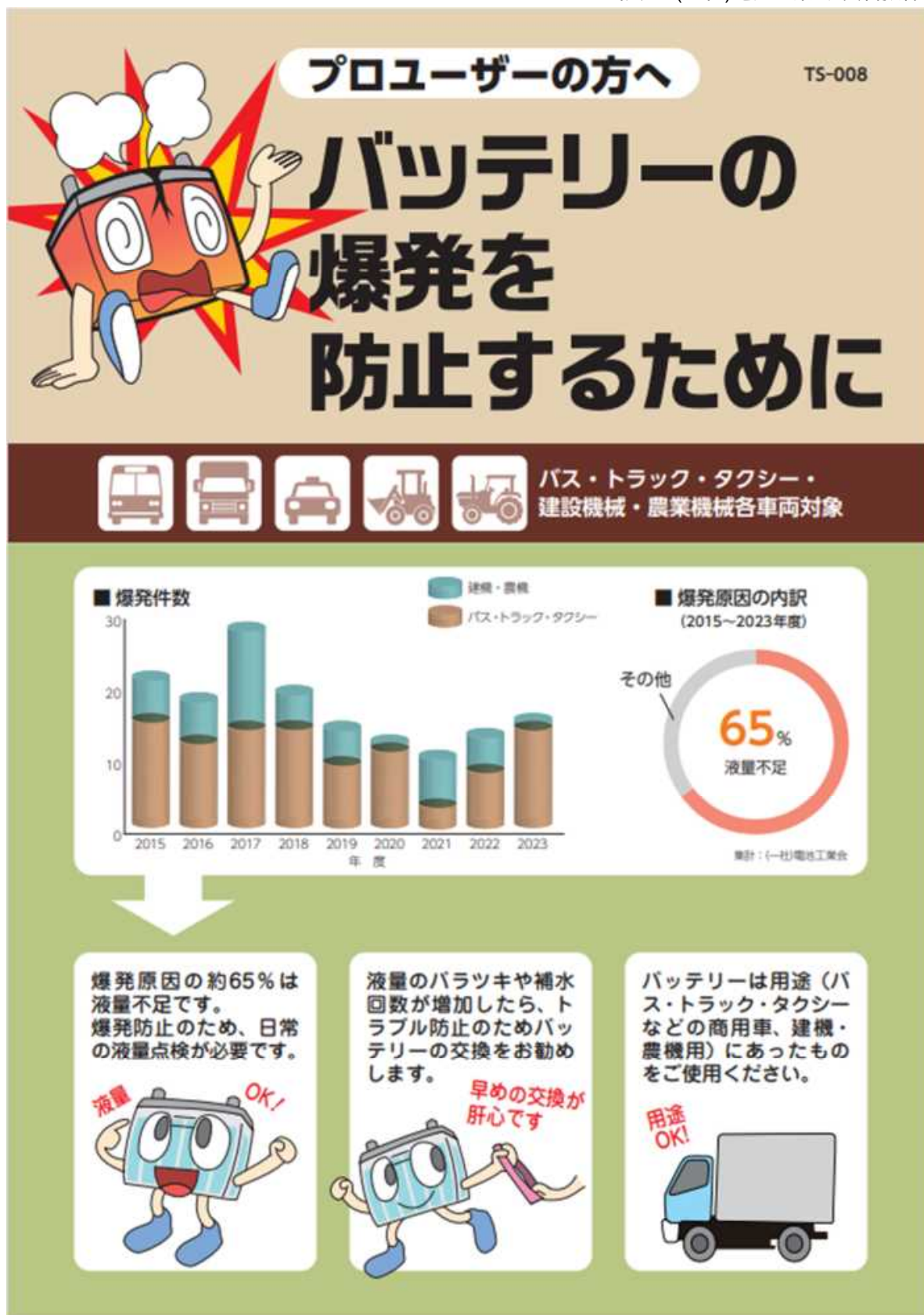
「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」

【ダウンロードはこちら】 <https://www.mlit.go.jp/common/001128790.pdf>

・整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

2. 車両技術に関するメーカーの情報提供

出典：(一社)電池工業会 資料抜粋



BATTERY MANUAL

液量点検マニュアル

1. なぜ液が減るのか

この現象は、主に充電中（走行中）に起こります。液が減ってしまうのは、バッテリーが持つ容量以上に充電エネルギーが加えられた時（過充電時）に、液中の水が酸素ガスと水素ガスに分解されてしまうためです。また、自然蒸発によっても液が減ります。したがって、バッテリーの設置温度が高い場合や、バッテリーの使用頻度が高い場合（昼夜点検灯、保冷装置、パワーゲートなどの深い充放電用途）、また、バッテリーの寿命末期には、短期間で液が多く減ります。このように、バッテリー使用時は液が減りますので、液量の日常点検が必要です。

アドバイス

- ① 万一、バッテリーの液量が「LOWER LEVEL」以下のままで使用してしまった場合は、内部金属部分の劣化や減液が加速され、爆発に至る可能性が高くなりますので、バッテリーの交換をお勧め致します。
- ② 一度、液量不足をおこし、極板が露出したバッテリーは、補水してもすぐに液が減り危険です。すみやかにバッテリーを交換してください。

2. 液量不足はなぜ「爆発」する危険が高くなるのか

1. バッテリー液量が不足していると…



「LOWER LEVEL」以下の状態で使用を続けると、バッテリー内部の金属部分が露出し、劣化が進みます。

2. 劣化部品から火花が発生し…



劣化がさらに進むとバッテリー内部でスパーク（火花）が発生することがあります。

3. 内部のガスに引火する



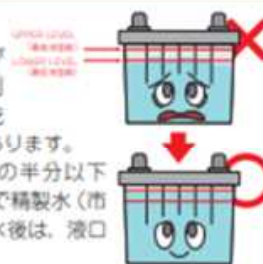
スパークがバッテリー内部に溜まっている水素ガスに引火して爆発することがあります。

3. 液量点検のしかた

1. バッテリーの側面から点検する場合

水で湿らせた布で液面線の周囲を清掃し、液量が「UPPER LEVEL」（最高液面線）と「LOWER LEVEL」（最低液面線）の間にあることを確認してください。乾いた布で清掃すると静電気により引火爆発する恐れがあります。

液量が「UPPER LEVEL」と「LOWER LEVEL」間の半分以下に低下している場合は、ただちに「UPPER LEVEL」まで精製水（市販のバッテリー補充液など）を補水してください。補水後は、液口栓をしっかり締めてください。



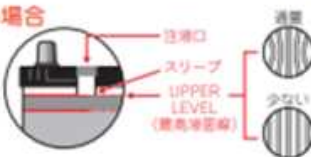
アドバイス

- ① インジケータなどにより、液量が確認できる場合であっても、全セル液量を確認してください。
- ② 液量点検や補水のできないバッテリーは、必ず付属の取扱説明書に従ってください。

2. バッテリーの側面から点検できない。

または、側面に「UPPER LEVEL」の表示がない場合

バッテリー上面にある液口栓を外して注液口をのぞき、液量点検してください。スリーブに液量が届いてない時は、必ずスリーブの下端まで精製水（市販のバッテリー補充液など）を補水してください。



適量 液量がスリーブ下端に届いているため、表面張力で盛り上がり極板が見える。（一例）
少ない 液量がスリーブ下端に届いていないため、極板が正まらずに極板が見える。

△危険 バッテリーの液量が「LOWER LEVEL」以下になったままで使用しないでください。バッテリー内部部品の劣化が進み、バッテリーの寿命を縮めるばかりでなく、爆発の原因となります。
△警告 「UPPER LEVEL」以上に補水しないでください。液あふれによる車両損傷の原因となります。



禁止 バッテリーに火気をおよぼしたり、ショート、スパークさせないこと。



△危険 金属工具による接触でスパークさせないように注意する。



禁止 分解しないこと。



△注意 ブースターケーブルや充電器による充電は、風通しの良い場所で行うこと。

一般社団法人 電池工業会
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（機械振興会館）
Tel.03-3434-0261 Fax.03-3434-2691 ホームページ <https://www.baj.or.jp>

2025年1月

.整備に関する行政情報、整備に関する業界情報、
車両技術に関するメーカー情報の提供

3. 情報を取得するための方法

関係機関のホームページを紹介します。

国土交通省 物流・自動車局

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

国土交通省 自動車総合安全情報

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>

自動車点検整備推進協議会「点検整備ドットコム」

<http://www.tenken-seibi.com/>

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

<https://www.jaspa.or.jp/>

一般社団法人日本自動車工業会

<http://www.jama.or.jp/>

一般社団法人日本自動車タイヤ協会

<http://www.jatma.or.jp/>

．自動車事故報告について

車両故障に起因する自動車事故報告について

自動車運送事業者及び整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車が重大事故を起こしたときは、遅滞なく事故の内容を国土交通大臣に報告しなければなりません。

また、重大事故のうち、車両故障に起因する事故については、整備管理者の職務に直接関係することとなります。

〔根拠規定〕 道路運送法（旅客）

（事故の報告）

第29条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

〔根拠規定〕 貨物自動車運送事業法（貨物）

（事故の報告）

第23条(36条) 貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

1. 自動車事故報告規則

重大事故の報告については、自動車事故報告規則に次のとおり定められています。

国土交通省令第90号

最終改正 令和6年10月1日

自動車事故報告規則

（この省令の適用）

第1条 自動車の事故に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 10人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス

- ニ 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。）又は特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第3条第3号の3に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。））を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条第1項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第75条の12第2項第2号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。）の運行の業務に従事する行為。第4条第1項第5号において同じ。）無免許運転（同法第64条の規定に違反する行為をいう。）大型自動車等無資格運転（同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）（特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為）を伴うもの
- 九 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- 十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

（報告書の提出）

第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。））にあっては、軽自動車、

小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があった場合には、当該事故があった日(前条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があったことを知った日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があった日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第11号及び第12号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

1. 当該自動車の自動車検査証の有効期間
2. 当該自動車の使用開始後の総走行距離
3. 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
4. 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かって前後左右の別を明記すること。)
5. 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離
6. 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
7. 当該物品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所

3 (略)

4 (略)

(速報)

第4条 事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- 一 第2条第1号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車が引き起こしたものに限る。)
- 二 第2条第3号に該当する事故であつて次に掲げるもの
 - イ 2人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人)以上の死者を生じたもの
 - ロ 5人以上の重傷者を生じたもの
 - ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
- 三 第2条第4号に該当する事故
- 四 第2条第5号に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
- 五 第2条第8号に該当する事故(酒気帯び運転があつたものに限る。)

2 (略)

3 (略)

(事故警報)

第5条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

2. 自動車事故報告書等の取扱要領

重大事故のうち、車両故障に起因する事故については、「自動車事故報告書等の取扱要領について」(平成元年3月29日付、地車第4号地備第57号)により、次のとおり定められています。

国自安第77号

国自整第146号

自動車事故報告書等の取扱要領(抜粋)

最終改正 令和6年10月1日

1.3 車両故障に起因する事故

(1) 運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面(タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯(ヒューズ切れを含む。))の場合は添付を要しない。)等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2) 地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は事故の社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車局長に報告した事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

当該事故の概要及び原因

当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告書から破損又は脱落した部品の提供があつた場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。(以下略)

別表1中第4第4項の事項

4 車両故障に起因する場合の状況

(1) 使用開始後の総走行キロ数

(2) 破損又は脱落した部品の状況

当該部品及び破損部位の名称(この場合、前後左右の別のあるときは、前進方向に向かって前後左右の別)

当該部品を取付けてからの事故発生までの走行キロ数

刻印、部品番号及びその位置

当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)氏名又は名称及び住所

当該部品の破損又は脱落の状況を示す写真若しくはスケッチ

(3) 点検整備及び改造の状況

日常点検の実施状況

当該部品を含む装置の最近における定期点検整備及び臨時整備の施行年月日、

施行工場名及び内容

破損又は脱落した部品の探傷の有無

点検整備の記録状況

改造の施行年月日、施行工場名及び内容

(4) その他

当該部品の破損又は脱落の原因に関する考察

同一型式の他の自動車の部品について類似の亀裂、折損、摩耗の有無及びその発生状況

整備管理者の氏名、職名、選任届出年月日及び職務の執行状況

自動車事故報告について

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間		年 月 日 まで	
使用開始後の総走行距離		k m	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施 行 期 日	年 月 日	
	施 行 者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称		前	後
		左	右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		k m	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状態 (略図又は写真)			
当該部品の製作者(不明の場合は 販売者)の氏名又は名称及び住所			
疲労又は急進破壊の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

・自動車点検基準関係について

1. ISO方式ホイール取り扱いガイド

2010年2月

排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車

大型トラック・バスに、新・ISO方式ホイール採用

※ おおよそ、車両総重量12トン以上の19.5インチ、22.5インチホイール装着車に全面採用

新・ISO方式ホイール 取扱いガイド

ISO方式の特徴

- ・ シンプルな構造でタイヤ交換や日常点検などの点検・整備が容易。
- ・ 単純な締付け方法で、長く使ってもホイールやホイールボルト、ナットの傷みが少ない。
- ・ 部品の種類が少なく、部品管理が容易で誤組のリスクも小さい。

ISO方式とは

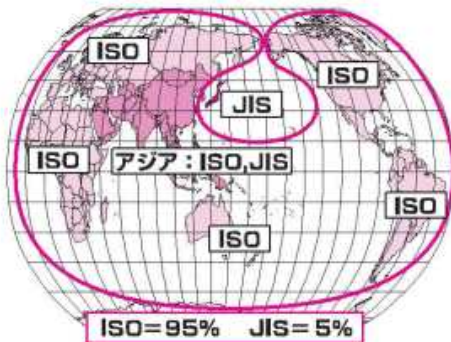
- ・ 世界中の大型トラック・バスの95%に採用されている国際標準のホイール取付け方式です。

※ ISOとはInternational Organization for Standardization (国際標準化機構)の略称で、一般的には国際規格を示します。



車輪は「走る・曲がる・止まる」を支える大切なもの！
正しい取扱いをお願いします。

- 日常点検
- 3か月定期点検
- 12か月定期点検
- ホイール取付け作業
- タイヤ交換などホイールを取外して行う整備時の注意
- アルミホイール、スチールホイールの履き替え
- その他の注意
- ISO方式の構造



タイヤ交換時などの不適切な取扱いは、車輪脱落につながり重大な事故を引き起こすことがあります。

《必ず、ホイールやホイールボルト、ナットは、正しく取扱ってください。》

- ・ 車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりでなく、人の命に係るなど、場合によっては重大な事故を引き起こし、社会的信頼を損うことにもなりかねません。安全確保のために、日頃から、正しい点検・整備の実施をお願いします。
- ・ 車輪が脱落するまでには、必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行えば、車輪脱落事故は防止できます。

社団法人 日本自動車工業会

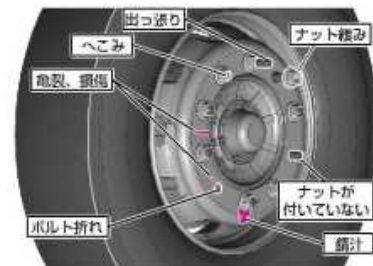
いすゞ自動車(株) / 日野自動車(株) / 三菱ふそうトラック・バス(株) / UDトラックス(株)

日常点検

1日1回、運行の前に点検してください。

1 目視での点検

- ホイールボルトおよびナットがすべて付いているか点検します。
- ディスクホイールやホイールボルトまたはナットから錆汁が出ていないか、ホイールに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットからのホイールボルトの出っ張り量を点検します。出っ張り量に不揃いはないか、車輪によって出っ張り量が異なっていないか点検します。



ポイント

● ホイールナットからボルトが出ていない場合は、ナットが緩んでいたり、誤ったボルトやナットを使用^(*)している可能性があります。必ず、ホイールを取外して点検・整備を行ってください。

※：アルミホイールにスチール用のホイールボルトを使用、前輪用のホイールボルトを後輪に使用など。

※：ホイールボルトには、前輪用、後輪用、スチールホイール用、アルミホイール用があります。



2 点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

- ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマや小型ハンマでホイールナットの上側面を叩いたときに、指に伝わる振動が他のナットと違ったり、濁った音がしないか点検します。

異常がある場合は、ナットが緩んでいたり、ボルトが折損しているおそれがあります。

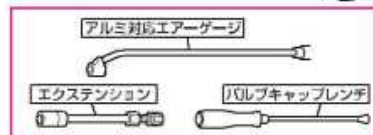


3 タイヤ空気圧の点検

- タイヤに亀裂や損傷、異常な摩耗がないこと、タイヤの溝深さが十分あることを点検するとともに、空気圧が規定の範囲内にあるかを点検します。特に、ダブルタイヤや偏平ラジアルタイヤの場合は、空気圧が低下していても目視では分かりにくいので、エアゲージを使用して点検してください。

※ 新・ISO方式ホイールの一部では、エアバルブの位置やがざり穴の形状が、従来ホイールと異なります。ダブルタイヤの場合、特にアルミホイールでは、内側タイヤのバルブにエクステンションを取付けるが、適合するバルブキャップレンチやエアゲージを使用すると点検が容易に行えます。

タイヤ空気圧が不適切なまま走行を続けると、パンクやバーストを招きやすくなります。空気圧が低いまま走行したり、パンクしたまま走行すると、ナットが緩んで脱落したり、ボルトが折損するなど、車輪脱落事故の原因となります。



3か月定期点検

日常点検に加えて、次の要領でホイールナットの緩みを点検してください。

1 ホイールナットの緩み点検

- ホイールナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチなどを使用して点検します。
- ホイールナットを締め方向（右回り）に、トルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。

※ 勢いを付けず、ゆっくり徐々に締付けます。

ポイント

● 新・ISO方式のホイールは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一締めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定のトルクで締付けます。



締付けトルク：550～600N・m
(55～60kgf・m)

締付けを行った後も、ナットがたがたび緩むなどの異常がある場合は、必ず、ホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブなどに異常がある可能性があります。

12か月定期点検

ディスクホイールの点検は、ホイールを取外して行います。併せて、ホイールボルトやナットおよびハブなどの関連部品に異常がないか点検してください。

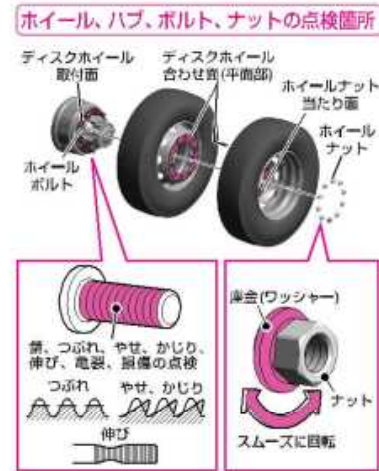
1 ディスクホイールの点検

- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
 - ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないか点検します。
 - 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
 - ハブへの取付面とホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。
- ※ 下記「ポイント」を参照して、点検してください。



2 ホイールボルト、ナットの点検

- 亀裂や損傷がないか点検します。
 - ボルトが伸びていないか、著しい錆の発生がないか点検します。
 - ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
 - ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。
- ※ 錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。
- ※ ボルトやナットを交換する際には、必ず、整備のマニュアルやパーツリストなどを参照して、それぞれ、適合する正しい部品を使用してください。



3 ハブの点検

- ディスクホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。
- ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩みによる脱落、ホイールボルトの折損など、車輪脱落事故の原因となります。

ポイント

- ホイールナットの当たり面やハブへの取付面に、経年使用に伴う著しい段付き摩耗がある場合は、ナットの緩みの原因となります。必ず、ディスクホイールを交換してください。
- ※ ディスクホイールのハブ取付面、ハブのホイール取付面は、走行に伴い摩耗します。



ホイール取付け作業

ISO方式ホイール装着車には、必ずISO方式のディスクホイールを使用してください。

1 ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃

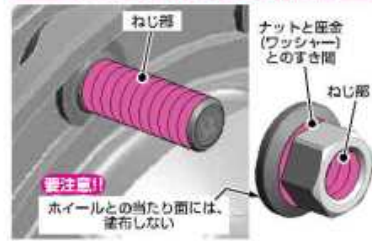
- ディスクホイール取付面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ハブのはめ合い部（インロー部）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除きます。
- ※ ディスクホイール取付面やホイールナットの当たり面、ハブ取付面への追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みによる脱落や、ボルト折損の原因となります。



2 ホイールボルト、ナットのねじ部の潤滑

- ホイールボルトとナットのねじ部、ホイールナットと座金(ワッシャー)とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。
 - ※ ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ホイールのナット当たり面の摩耗や緩みの原因となります。
 - ※ 潤滑部は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなど記載以外の潤滑剤は、使用しないでください。過大な締付けとなり、ボルトが伸びたり、折損するなどの原因となります。

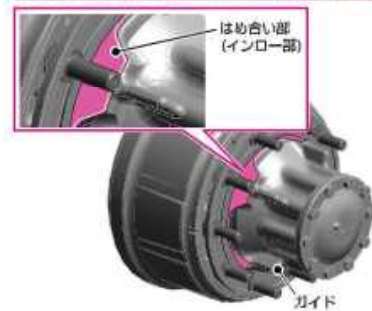
エンジンオイルなどの塗布部位



3 ハブのホイールはめ合い部(インロー部)へのグリース塗布

- ディスクホイールをハブに取付ける際に、ホイールのハブへの固着を防止するため、ハブのはめ合い部(インロー部)に、グリースを薄く塗布します。
 - ※ 特に、冬季等の走行後は、ディスクホイールがハブに固着して、ホイールが取外しにくくなる場合があります。

ハブのはめ合い部グリース塗布位置



4 ホイールの取付け

- ホイールボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ハブのはめ合い部(インロー部)のガイドにそって、ハブの奥まで押し込みます。
 - ※ ダブルタイヤも1つのナットで締付けます。内側ホイール挿入後、外側に注意し、続いて外側ホイールを取付けます。

5 ホイールナットの締付け

- ホイールナットの締付けは、対角線順に、2～3回に分けて行い、最後にトルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。
 - ※ インパクトレンチで締付ける場合は、エア圧レギュレータの調整や締付け時間に十分注意して、締め過ぎないようにしてください。最後にトルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。
 - ※ 勢いをつけて締めるなどすると過締付けとなり、ボルトが伸びたり、ホイールのナット当たり面を傷めたりします。必ず、トルクレンチなどを用いて、規定のトルクで締付けてください。
 - ※ 締付けトルクは、「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示しています。

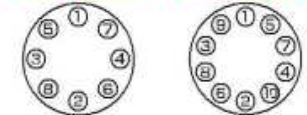
ホイールナット締付け要領



締付けトルク：550～600N・m
(55～60kgf・m)

締付け順序

8本ボルトの場合 10本ボルトの場合



(ラベル表示例)

ホイールナット 締付けトルク	
ディスクホイール取付け方式	N・m(kgf・m)
ISO方式(平面座) (左右輪・右むね)	550～600 [55～60]

※お車の取扱説明書とワッシャーの向きに、エンジンオイルを塗布すること

6 ホイールナットの増し締め

- ホイール取付後の走行による初期なじみにより、ホイールの締付け力が低下します。取付後、50～100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めを行ってください。増し締めは、「3 か月定期点検①ホイールナットの緩み点検」の要領で行います。
 - 増し締めを行ってもナットがたがたび緩むなどの異常がある場合は、必ず、ホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブなどに異常がある可能性があります。

ポイント

- ISO方式のディスクホイールを、必ず、使用してください。ISO方式用のホイールには、ISO方式を示す識別表示がありますので確認してください。誤ってJIS方式ホイールを装着すると、十分な締付け力が得られず、ホイール亀裂や車輪脱落事故の原因となります。

ホイール識別表示例《青色ラベル》



<スチールホイールの場合>

ISO方式(平面座)ホイール
HUB Flated Mounting Wheel
追加塗装禁止
DO NOT apply additional paint

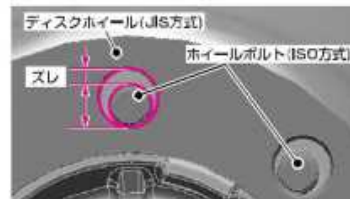
<アルミホイールの場合>

ISO方式(平面座)ホイール
Hub Flated Mounting Wheel
アルミ用ボルト使用(AL)
Only use Stud for Aluminum Wheel

※新・ISO方式ホイール装着車から。

ホイール誤組の例

(ISO方式にJIS方式8穴ホイールを誤組した例)



※ISO方式8穴のホイールにはPCD275mmを示す「275」の刻印があります。PCD：最終ページに説明

タイヤ交換などホイールを取外して行う整備時の注意

- 左車輪も右ねじです。ホイールナットを緩める際には、ねじの緩める方向を確かめてから作業してください。ねじの方向は、ボルトに表示されています。
※ 誤って、緩めるつもりで締付けてしまうと、ホイールボルトが伸びてしまうことがあります。インパクトレンチなどを使って作業する場合には、十分注意してください。
- ダブルタイヤも一つのナットでの共締めです。ナットを緩めると、外側も含め、内側のホイールもハブから外れます。外側タイヤのみを交換するなどナットを緩める場合でも、必ず、車両をジャッキアップするなど安全を確保してください。
- タイヤローテーションやパンク修理などで、ディスクホイールを取外した際には、「12か月定期点検」に準じて、ホイールボルトやナット、ディスクホイール、ハブなど関連部品に異常がないか点検するようにしてください。
- 左車輪に異常があった場合は、右車輪も入念に点検を行うなど、異常が発見された際には、その他の車輪の点検も確実に行ってください。
- また、ホイールの取付けに当たっては、前述の「ホイール取付け作業」の要領に従うとともに、50～100km 走行を目安に、増し締めを実施してください。



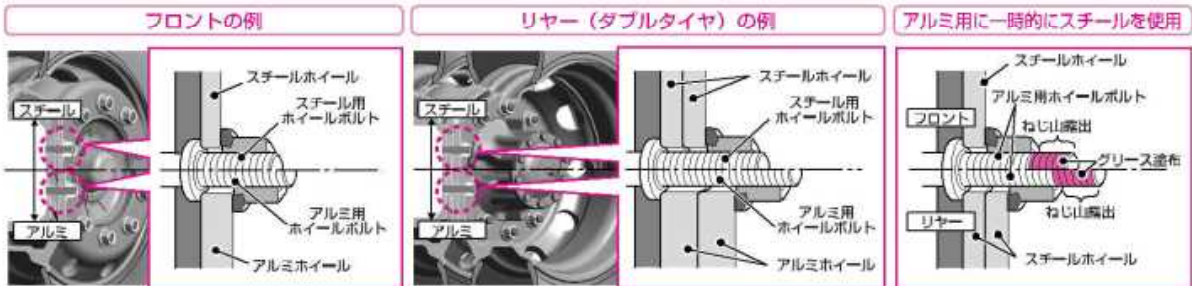
アルミホイール、スチールホイールの履き替え

- スチールホイール、アルミホイールは、それぞれ専用のホイールボルトが必要です。スチールホイールからアルミホイールに履き替える場合は、アルミホイール用のボルトに交換してください。
※ ホイールボルトの交換など、分解を伴う作業は、お近くの整備工場で行ってください。

スチールホイール用ホイールボルトのままアルミホイールを装着すると、ねじのはめ合い長さ不足によって、ホイールボルトやナットのねじ山が破損するなどし、締付け力が十分得られず、車輪脱落事故の原因となります。また、スチールホイールとアルミホイールの混用は行わないでください。

ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用
ホイールボルト	ボルトをアルミ用に交換 (ナットは共用品)	ボルトをスチール用に交換 (ナットは共用品)	そのままアルミ用ボルトにスチールホイールを装着 (ナットは共用品) (※)

※：ホイールボルトのねじ部がナットから通常より出っ張ります。出っ張った部分にグリースを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。

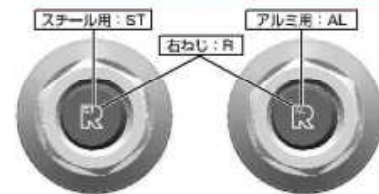


※この図は正しい組み合わせを断面図で示したものです。

ポイント

- ホイールボルトには、スチール用、アルミ用の識別表示があります。ホイール交換や日常点検の際には、適用するホイール、ホイールボルトであることを確認します。
- 冬季など、アルミ用ホイールボルトにスチールホイールを一時的に装着する場合は、ボルトの出っ張った部分(ねじ山露出部)にグリースを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。この場合、ボルトの識別表示(AL)と、ホイールの種類(スチール)が、一致しくなりません。日常点検の際などに注意が必要です。
- 再びアルミホイールを履く場合は、ねじ部が錆びたまま再締付けしないようにします。
※ホイールナットは、スチールホイール、アルミホイールともに共通のため、ナットに識別表示はありません。

ホイールボルトの識別表示



留意点

- アルミホイールの一部には、専用のホイールナット(スリープナット方式)を用いるものがあります。(※)この場合は、ホイールに添付されている取扱説明書に従って交換してください。誤った使用は、十分な締付け力が得られず車輪脱落事故の原因となります。
※：主に、欧州車などで採用されており、ホイールのボルト穴径が、通常のホイール(26mm)より、大きくなっています。
- この方式のホイールを、通常のホイールナットやアルミ用のホイールボルトを用いて使用すると、十分な締付け力が得られず、ナットの緩みによる脱落やホイールの亀裂、ボルトの折損など、車輪脱落事故の原因となります。



スリープナット方式用アルミホイール



その他の注意

1 タイヤパンク時の注意

- 走行中にタイヤの異常を感じた場合は、直ちに安全な場所に停車してください。パンクしたまま走行すると、ホイールナットが緩んで脱落したり、ホイールボルトが折損するなど車輪脱落事故の原因となります。

2 過積載の禁止

- 過積載での走行は、ホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故などの原因となります。適切な積載を遵守して運行してください。

ISO方式の構造

新・ISO方式とJIS方式の比較

項目	新・ISO方式	JIS方式
ボルト本数 22.5インチホイール 19.5インチホイール	10本 8本	8本 8本
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪：右ねじ (※2)	前輪 M24 後輪 M20、M30 右輪：右ねじ 左輪：左ねじ
PCD (※1) 22.5インチホイール 19.5インチホイール	335mm 275mm	285mm 285mm
ホイールナット (使用ソケット)	平面座 座金(ワッシャー)付きツープieces・1種類 (33mm)	球面座 ワンピース・6種類 (41mm / 21mm)
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウトナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイール履き替え 締付けトルク	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
	550 ~ 600N・m (55 ~ 60kgf・m) (※3)	550 ~ 600N・m (55 ~ 60kgf・m)
断面図(例)		
後輪ダブルタイヤの 取付け構造		

※1：PCDとは、Pitch Circle Diameterの略で、ボルト穴の中心を結んでできた円の直径のことです。(右図)

※2：従来のISO方式車の一部は、左車輪に左ねじを使用します。

※3：輸入車やトレーラー、従来のISO方式車などは、車種によって締付けトルクなどが異なります。取扱説明書や整備のマニュアルなどで確認してください。



留意点

- ・ISO方式ホイールの点検・整備には、33mmサイズのソケットなど新たな工具が必要になる他、ナットランナーの反力受けなど、JIS方式用の工具の一部に変更が必要となる場合があります。

ホイールからタイヤを脱着する場合の注意点

- ・エアバルブの取出し位置とバルブの形状が従来ホイールと異なりますので、適切なエアバルブを使用してください。
- ・リムのバルブ位置に、ハンブ(出っ張り)があります。また、19.5インチのスチールホイールでは、リムからタイヤを脱着する方向が従来と反対になりますので注意してください。

2. 日常点検基準

別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）（第1条関係）

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (1) 4 溝の深さが十分であること。 (2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(1) 液量が適当であること。
4 原動機	(1) 1 冷却水の量が適当であること。 (1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと (1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び 方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッ シャ及びワイパー	(1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状 が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) (1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定30人以上の自動車に限る。

別表第2（自家用自動車等の日常点検基準）（第1条関係）

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧の上がり具合が不良でないこと。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。
3 バッテリ	液量が適当であること。
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。 2 エンジン・オイルの量が適当であること。 3 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び 方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッ シャ及びワイパー	1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 運行において異状 が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

日常点検表（大型車の例）

登録番号又は車番 _____ 年 月 日 天候： _____

運転者（点検者）名 _____ 整備管理者 印
 運行管理者 印

日常点検項目

点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジンルーム	冷却水の量（ ）		運転席	踏みしる及び効き	
	ファン・ベルトの張り具合、損傷（ ）			ブレーキ液の量	
	エンジン・オイルの量（ ）			空気圧力	
車両の周り	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷		バルブからの排気音	
				駐車ブレーキ・レバーの引きしる	
	タイヤ	ディスク・ホイールの取付			ウインド・ウォッシャー及びワイパー
		空気圧		原動機	かかり具合・異音（ ） 低速及び加速の状態（ ）
		亀裂・損傷			
	異状摩耗				
	溝の深さ（ ）				
バッテリー	バッテリー液の量（ ）		運行において異状が認められた箇所		
エア・タンク	凝水		注：（ ）印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。		

自主点検項目等

点検項目	点検内容	良・否
その他	運行記録計SDカードの装着	

不良箇所及び処置

箇所名	処置

3. 定期点検基準

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第2条、第5条関係)

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル			操作具合
	ギヤ・ボックス			1. 油漏れ 2. 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		緩み、がた及び損傷(2)	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル		連結部のがた(2)	
	かじ取り車輪			ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置		1. ベルトの緩み及び損傷 2. 油漏れ及び油量(2)	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル		1. 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2. ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構		1. 引きしろ 2. ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ			機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ			機能
	倍力装置			1. エア・クリーナの詰まり 2. 機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		1. ドラムとライニングとのすき間 2. シューの摺動部分及びライニングの摩耗(2)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1. ディスクとパッドとのすき間(2) 2. パッドの摩耗(2)	ディスクの摩耗及び損傷
センター・ブレーキ・ドラム及びライニング		1. ドラムの取付けの緩み 2. ドラムとライニングとのすき間	1. ライニングの摩耗 2. ドラムの摩耗及び損傷	
二重安全ブレーキ機構			機能	
走行装置	ホイール		1. タイヤの状態(2) 2. ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み 3. フロント・ホイール・ベアリングのがた(2)	1. ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(3) 2. リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3. リア・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション			1. スプリングの損傷 2. 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1. エア漏れ 2. ベローズの損傷(2) 3. 取付部及び連結部の緩み及び損傷(2)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ		1. ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2. 作用 3. 液量	
	トランスミッション及びトランスファ		油漏れ及び油量(2)	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		連結部の緩み(2)	1. 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2. 継手部のがた 3. センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル		油漏れ及び油量(2)	

電気装置	点火装置	1. 点火プラグの状態 (2) (4) 2. 点火時期 (7)	ディストリビュータのキャップの状態 (7)
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	1. エア・クリーナ・エレメントの状態 (2) 2. 低速及び加速の状態 3. 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1. メターリング・バルブの状態 2. 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑制装置		1. 配管等の損傷 2. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3. チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1. 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2. 二次空気供給装置の機能 3. 排出ガス再循環装置の機能 4. 減速時排出ガス減少装置の機能 5. 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ		取付けの緩み及び損傷 (2)	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		1. 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 2. ガス容器及びガス容器附属品の損傷 (8)	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		1. 非常口の扉の機能 2. 緩み及び損傷 3. スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (3) 4. スペアタイヤの取付状態 (3) 5. ツールボックスの取付部の緩み及び損傷 (3)	
連結装置			1. カブラの機能及び損傷 2. ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			座席ベルトの状態 (1)
開扉発車防止装置			機能
その他		シャシ各部の給油脂状態	車載式故障診断装置の診断の結果 (5) (6)

- (注)
- (1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。
 - (2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
 - (3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 - (4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
 - (5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
 - (6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。
 - (7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
 - (8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル		ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構		1. 引きしる 2. ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	
	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ			機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		1. ドラムとライニングとのすき間 2. シューの摺動部分及びライニングの摩耗(1)	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1. ディスクとパッドとのすき間(1) 2. パッドの摩耗(1)	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール		1. タイヤの状態(1) 2. ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1. ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(2) 2. リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3. ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1. エア漏れ 2. ベローズの損傷(1) 3. 取付部及び連結部の緩み及び損傷(1)	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷	
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	
エア・コンプレッサ			エア・タンクの凝水	
車枠及び車体			1. 緩み及び損傷 2. スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷(2) 3. スペアタイヤの取付状態(2) 4. ツールボックスの取付部の緩み及び損傷(2)	
連結装置				1. カブラの機能及び損傷 2. キング・ピン及びビルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
その他			シャシ各部の給油脂状態	

(注) (1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検箇所		点検時期	
		6月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1. 緩み、がた及び損傷 2. ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル		連結部のがた
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント(1)
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1. 油漏れ及び油量 2. 取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1. 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間(1) 2. ブレーキの効き具合(1)	1. 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2. ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	1. 引きしろ(1) 2. ブレーキの効き具合(1)	1. 引きしろ 2. ブレーキの効き具合
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1. エア・クリーナの詰まり 2. 機能
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1. シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2. ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1. ディスクとパッドとのすき間 2. パッドの摩耗 3. ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング		1. ドラムの取付けの緩み 2. ドラムとライニングとのすき間 3. ライニングの摩耗 4. ドラムの摩耗及び損傷
二重安全ブレーキ機構		機能	
走行装置	ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1. タイヤの状態(4) 2. フロント・ホイール・ベアリングのがた 3. リア・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		1. スプリングの損傷 2. 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	1. ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2. 作用	液量
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量(4)	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み(4)	1. 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2. 継手部のがた 3. センタ・ベアリングのがた

自動車点検基準関係について

デファレンシャル		油漏れ及び油量（ 4 ）	
電気装置	点火装置	1. 点火プラグの状態（ 4 ）（ 5 ） 2. 点火時期（ 8 ）	ディストリビュータのキャップの状態（ 8 ）
	バッテリー		ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機	本体	1. 排気の状態 2. エア・クリーナ・エレメントの状態（ 4 ） 3. エア・クリーナの油の汚れ及び量（ 2 ）	低速及び加速の状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1. メターリング・バルブの状態 2. 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1. 配管等の損傷（ 1 ） 2. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷（ 1 ） 3. チェック・バルブの機能（ 1 ）
	一酸化炭素等発散防止装置		1. 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2. 二次空気供給装置の機能 3. 排出ガス再循環装置の機能 4. 減速時排出ガス減少装置の機能 5. 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			1. 取付けの緩み及び損傷（ 4 ） 2. マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		1. 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 2. ガス容器及びガス容器附属品の損傷（ 9 ）	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体			緩み及び損傷
座席			座席ベルトの状態（ 3 ）
その他		シャシ各部の給油脂状態	車載式故障診断装置の診断の結果（ 6 ）（ 7 ）

- （注）
- （ 1 ）印の点検は、大型特殊自動車にあっては、行わなくてもよい。
 - （ 2 ）印の点検は、大型特殊自動車に限る。
 - （ 3 ）印の点検は、道路運送法第 8 0 条第 1 項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。
 - （ 4 ）印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が 6 月当たり 4 千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
 - （ 5 ）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
 - （ 6 ）印の点検は、大型特殊自動車を除く。
 - （ 7 ）印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもって代えることができる。
 - （ 8 ）印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
 - （ 9 ）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第2条、第5条関係）

点検箇所		点検時期	
		1年ごと	2年ごと (1月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み(1)
	ロッド及びアーム類		1. 緩み、がた及び損傷(1) 2. ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント(1)
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1. 油漏れ及び油量 2. 取付けの緩み(1)
制動装置	ブレーキ・ペダル	1. 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2. ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1. 引きしろ 2. ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリバ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1. ドラムとライニングとのすき間(1) 2. シューの摺動部分及びライニングの摩耗(1)	ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド	1. ディスクとパッドとのすき間(1) 2. パッドの摩耗(1)	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール	1. タイヤの状態(1) 2. ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(1)	1. フロント・ホイール・ベアリングのがた(1) 2. リア・ホイール・ベアリングのがた(1)
緩衝装置	取付部及び連結部		緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量(1)	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み(1)	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デファレンシャル		油漏れ及び油量(1)
電気装置	点火装置	1. 点火プラグの状態(1)(2) 2. 点火時期(4) 3. ディストリビュータのキャップの状態(4)	
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷

自動車点検基準関係について

原動機	本体	1. 排気の状態 2. エア・クリーナ・エレメントの状態 (1)	
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	1. ファン・ベルトの緩み及び損傷 2. 水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1. メターリング・バルブの状態 2. 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1. 配管等の損傷 2. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3. チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1. 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2. 二次空気供給装置の機能 3. 排気ガス再循環装置の機能 4. 減速時排気ガス減少装置の機能 5. 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイプ及びマフラ		取付けの緩み及び損傷 (1)	マフラの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		1. 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 2. ガス容器及びガス容器附属品の損傷 (5)	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体			緩み及び損傷
その他		車載式故障診断装置の診断の結果 (3)	

(注) 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあっては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

(1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。

(4) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

(5) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

4. 自動車点検に関する手引きについて

(1) 日常点検の実施の方法

日常点検は、ユーザーの皆さんが、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。この点検は、ユーザーの皆さん自身が運転席にすわったり、エンジンルームをのぞいたり、また、自動車の周りを回りながら自動車の状態をみることによって容易に実施可能なものを中心としています。

「自家用乗用など」に分類される自動車のユーザーの皆さんは、走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、例えば、行楽や帰省などの高速道路を利用した長距離走行の前や、洗車・給油を行うときなどを一つの目安に実施することが必要です。なお、全ての点検項目をまとめて実施する必要はありません。タイヤの点検などは機会あるごとに行うのがよく、使用期間の長いバッテリーなども注意を払うのがよいでしょう。

また、「自家用貨物車など」と「事業用など」に分類される自動車については、一日一回、その運行の開始前に実施することが必要です。『これは大型のトラックやバス、タクシーなどの自動車は、多くの人や物を運搬し、公共性が高いことなどから、より確実な点検を実施していただくためのものです。』特に安全上重要な装置であるタイヤ、ブレーキ等に関しては、大型車を対象として、機構に応じたより丁寧な点検を適切な時期に実施することが必要です。

ここでは、以上の点を踏まえて標準的な点検の実施の方法について説明しています。

日常点検の実施方法

【平成19年3月14日国土交通省告示第317号】

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
運行中の異状箇所	当該箇所の異状	前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運転席での点検	ブレーキ・ペダル 踏みしる、ブレーキのきき	<p>エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。</p> <p>床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。</p> <p>トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしるの点検は不要です。</p> <p>なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。</p> <p>○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。</p>
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしる(踏みしる)

・自動車点検基準関係について

			<p>いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。</p> <p>電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。</p>
	タイヤ	空気圧	<p>タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、当該装置に係る空気圧表示を目視により確認することにより、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。</p>

運 転 席 で の 点 検	原動機(エンジン)	かかり具合、異音	<p>エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。</p>
		低速、加速の状態	<p>エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。</p> <p>エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。</p>
	ウインド・ウォッシャー	噴射状態	<p>ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。</p>
	ワイパー	拭き取りの状態	<p>ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。</p> <p>きれいに拭き取れるかを点検します。</p>
	空気圧力計	空気圧力の上がり具合	<p>エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。</p> <p>また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。</p>
	ブレーキ・バルブ	排気音	<p>ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。</p>
エ ン ジ ン ル ー ム の 点 検	ウインド・ウォッシャー・タンク	液量	<p>ウインド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。</p>
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	<p>リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX ~ MIN など)にあるかを点検します。</p>
	バッテリー	液量	<p>バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER ~ LOWER など)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。</p>
	ラジエータなどの冷却装置	水量	<p>リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX ~ MIN など)にあるかを点検します。</p>
エ ン			<p>〔 冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ 〕</p>

・自動車点検基準関係について

ジ ン ル ー ム の 点 検			ホースなどからの水漏れのおそれがあります。
	潤滑装置	エンジン・オイルの量	エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	ファン・ベルト	張り具合、損傷	ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ベルトに損傷がないかを点検します。

車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、 汚れ、損傷	エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがないかを点検します。
	タイヤ	空気圧	タイヤの接地部のたわみの状態により空気圧が不足していないかを点検します 扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。 なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、「運転席での点検」の欄に示された方法に代えることができます。
		取付けの状態	ディスク・ホイールの取付け状態について、目視により次の点検を行います ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状がないか。 ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さの不揃いはないか。 ディスク・ホイールの取付け状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付け状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。

・自動車点検基準関係について

の 周 り か ら の 点 検		亀裂、損傷	タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異状な摩耗	タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		溝の深さ	溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
	エア・タンク	タンク内の凝水	ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	(ブレーキ・ペダル)	(踏みしろ、ブレーキのきき)	トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検を行います。 ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

- (注) 1 印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっても、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
- 2 印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。
- 3 印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。
- 4 印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考(主な車種等)	
		3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	6ヶ月 (別表5の2)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	2回目以降		
運送事業用	乗用	軽自動車						2年		貨物軽運送事業者(マイカー型)	
	旅客	普通・小型						1年		バス、タクシー、ハイヤー	
		軽						2年		福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上						1年		貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ						1年			
		GVW8トン未満						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ						2年	1年		
		軽自動車						2年			
	霊柩	通常タイプ						2年		霊柩	
		定員11名以上						1年		霊柩車バス形状	
軽自動車						2年		霊柩			
レンタカー	貨物	GVW8トン以上						1年		トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ						1年			
		GVW8トン未満						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ						2年	1年		
	軽自動車						2年				
	定員11名以上						1年		マイクロバス		
	幼児専用車(定員10人以下)						1年		園児送迎車(定員は大人換算)		
	乗用	普通・小型						2年	1年	マイカー型	
		軽自動車						2年			
		三輪						2年	1年		
	二輪	小型						2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車						無		126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	普通・小型						2年	1年	キャンピング車	
		貨物	GVW8トン以上						1年		タンク車、冷蔵冷凍車
			GVW8トン以上トレーラ						1年		
			GVW8トン未満						2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ						2年	1年	
	軽自動車						2年				
大特	GVW8トン以上						2年	1年	ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満						2年	1年	フォーク・リフト		
	貨物	GVW8トン以上						1年		ストラドル・キャリヤ、ボール・トレーラ	
		GVW8トン以上トレーラ						1年			
		GVW8トン未満						2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ						2年	1年				
検査対象外軽自動車						無		そり付き、カタピラ付軽自動車			
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上						1年		トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ						1年			
		GVW8トン未満						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ						2年	1年		
	軽自動車						2年				
	定員11名以上						1年		マイクロバス		
	幼児専用車(定員10人以下)						1年		園児送迎車(定員は大人換算)		
	乗用	普通・小型						3年	2年	一般の乗用車(マイカー)	
		軽自動車						3年	2年		
		三輪						2年			
	二輪	小型						3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車						無		126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	普通・小型						2年		キャンピング車、教習車(乗用)、消防車	
		貨物	GVW8トン以上						1年		タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			GVW8トン以上トレーラ						1年		
			GVW8トン未満						2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ						2年	1年	
	軽自動車						2年				
大特	GVW8トン以上						2年		ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満						2年		フォーク・リフト		
	貨物	GVW8トン以上						1年		ストラドル・キャリヤ、ボール・トレーラ	
		GVW8トン以上トレーラ						1年			
		GVW8トン未満						2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ						2年	1年				
検査対象外軽自動車						無		そり付き、カタピラ付軽自動車			

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は 印: 2年 印: 1年
 2. GVW: 車両総重量

貸切バス予防整備ガイドライン

「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました

～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～

(平成29年3月報道発表)

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

1. 本ガイドライン策定の背景

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示しています。貸切バス事業者は、以下の2項目について実施してください。

(1) 交換基準事例を参考にした整備サイクル表の作成

貸切バス事業者は交換基準事例を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、それぞれの事業者の状況を考慮し定期交換等の期間・距離を設定し、整備サイクル表を作成

(2) 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿の作成

貸切バス各事業者は整備実施記録簿を用意し、整備サイクル表に基づく定期交換等の実施状況を記録

『貸切バス予防整備ガイドライン』

【ダウンロードはこちら】 <https://www.mlit.go.jp/common/001177959.pdf>



・【お知らせ】大型車の冬用タイヤとチェーンについて

運送事業者及び使用者の皆様へ 国土交通省

雪道での立ち往生に注意!

-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❑ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❑ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❑ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- ❑ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❑ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記(国内表記)又はスノーフレックマーク(国際表記)**が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレックマーク
タイヤの側面に表示されています。

冬用タイヤの使用限度

- ❑ **溝深さが50%以上残っていることを「フラットホーム」で確認**しましょう。(一部海外メーカー品は除く)




残り溝深さが「フラットホーム」に達している状態。本用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❑ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❑ チェーンの**サイズや締め方が不適切な場合、タイヤとの間で滑りが生じ効果が得られません。**



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❑ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❑ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛きましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

性能限界

- ❑ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません。**例えば、車両の**バンパーに接触**するような**新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❑ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

- ❑ 以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール[※]等の機能が搭載されていない。

※新車同等に駆動軸1箇所を付加し、空転を抑制する装置

「自動車を安全に使うためには」
自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
自動車局 商運・リコール課